

Title	雇用創出政策の成立
Sub Title	Entstehung der Arbeitsbeschaffungspolitik 1932-1933
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.2/3 (1974. 3) ,p.77(15)- 106(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19740301-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740301-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- 第1 労働時間の制限
- 第2 労働者の組合を設けること
- 第3 賃金を増加すること
- 第4 組合保護法を設けること
- 第5 労働者各自の道徳を高むること
- 第6 資本家は利益の幾部を労働者に分与すること

◎貧民救助策

◎無能力の貧民救済策

市町村費を以て救助すること

◎無能力に非ざる貧民救済策

第1 移住

第2 条例を設け、怠惰に原因せる貧民を罰すること

これによってみると、著者のいう社会主義は、社会政策を意味するものであることがわかる。

以上、明治25年を中心として、日本の資本主義が、本源的蓄積の時代を終り、産業革命を前にして、産業資本主義の本格的な幕あけの時代を迎えて、社会政策の必要がようやく叫ばれ、高島炭鉱事件をはじめとする社会問題の発生を背景として、ヨーロッパ社会主義思想の流入がどのような形をとったかを、石谷斎蔵、斯波貞吉および桜井吉松の諸著作を通じて追求してきた。共通してみられる特徴は、この明治25年の時期に、ヨーロッパの社会主義は、きわめて不完全な形ではあったにせよ、より体系的に紹介されたことである。つぎにこの時期に、これらの著者たちのいわゆる社会主義は、主としてドイツ歴史学派の著作の影響下に、まさに社会政策を意味していたことである。そして第3に、資本の本源的蓄積期における労働問題は、貧民問題としてあらわれ、その社会主義の目的は、貧民の救済にあった。それゆえに、国民新聞は、「明治政府の社会主義」と題して、窮民救助法を論じ、同じく国民新聞もまた、「政治上に於ける社会主義」と題してつぎのように述べていることは、当時の社会主義認識がどのようなものであるかを代表的に物語っているように思われる。

「社会主義は、人の自由を奪はんとするに非ず、人に平等を与えんとする也。社会の一半に幸ひせずして全局に幸ひせんとする也。勝利は強者に属するを説かずして、受るものよりも、与ふるものは福なるを説く也。

其の発して政治上社会上の現象となるもの、無月謝教育也、即ち真個の国民教育也、所得税遞加法也、撰挙権拡張也、労働者保険法也、職工条例也、婦人、老者、幼者に関する諸取締規則也、⁽³¹⁾ 養老院、教育院、遺産相続也、其他一切の町村、府県的社會制也、若しくは国家的社會制也」。ここにいう社会主義が、社会政策をふくむいわゆる社会改良であることがわかる。明治30年代における社会主義が、ほとんど無政府主義と同意義であったのと比べると、まさに対照的であるといえよう。

(経済学部教授)

注(31) 同上、183頁。

雇用創出政策の成立

大島 通義

I 1932年1月～5月

- (1) 雇用創出論の登場
- (2) 雇用創出政策への模索

II 1932年6月～1933年1月

- (1) 租税証券政策の成立
- (2) パーベン計画から緊急計画へ

III 1933年2月～5月

—雇用創出政策の成立—

〈Arbeitsbeschaffung〉雇用機会の創出若しくは労働振興といった意味のこの言葉が公式の政治用語として使われるようになるのは、1904年のプロイセン商業大臣の回状以来のことだと言われている。⁽¹⁾ 第一次世界大戦の後、1926年の経済の後退、失業が増大する状況のなかで、この言葉はあらためて人々の想起するところとなり、その後大恐慌の過程を経て、雇用創出政策はひとつの新しい政策上の実験と理解されるようになった。これに類する事例として、日本については時局匡救政策を、アメリカについてはニュー・ディールを挙げることができる。この経験の定着したものとして、我々は、第二次大戦後、既に社会的信条体系の一環にまでなった「完全雇用政策」を見ることができよう。この一連の過程のなかで、ドイツの場合、「雇用創出計画」はヒットラー政権の成立と切り離しがたく結びつけられている。この論稿は、大恐慌下のドイツの財政過程の研究の一環として、雇用創出政策が統治するものの側からも統治されるものからも容認されるに至る過程を考察する。対象とされる時期は、主として1932年1月より1933年5月末まで、ブリューニング政権の末期からヒットラー政権の初期、第一次ラインハルト計画が公表されるまでの時期に限られる。

I 1932年1月～5月

(1) 雇用創出論の登場

ブリューニング Heinrich Brüning 政権の内部で雇用創出政策が論議の対象とされたのは、1930

注(1) *Arbeitslosigkeit und öffentliche Arbeiten*, hrsg. v. Internationalen Arbeitsamt, Genf 1931, S. 46~7.

年春、この政権が成立して直後の時期と、1932年1月末以後同政権失脚に至る数ヵ月とにおいてあった。

1930年5月より7月の間の閣議においては、外債発行によって調達された資金による「生産的」もしくは収益的な公共投資の拡大が屢々議題とされているのを見ることができる。主としてその計画は、国有鉄道と郵便事業の発注増加によって失業労働力を吸収しようとしたものであった。また、後にヒトラー政権のもとで実現されたアウトバーンの原案が、この時点では、通行料金徴収による自償の公共事業として実行可能か否かが検討されている⁽²⁾。更に、後に雇用創出政策遂行の主要な機関となるドイツ公共事業会社 Deutsche Gesellschaft für Öffentliche Arbeiten A.G. (略して ÖffA)⁽³⁾が設立されたのは、上記の一連の政策検討の結果に他ならない。

しかし、この時期のブリューニク政権の雇用創出政策への関心は、夏以後急速に薄れてゆく。9月のライヒ議会選挙によるナツィス及び共産党の進出とこれに伴う政治的不安定化、恐慌の作用の一層の激化という状況のなかで、ブリューニク政権は、賠償問題の最終解決へとその政策関心のすべてを集中していったからである。また、Öffaにしても、こうした政策路線による制約の他に、外債による資金調達が不可能になったことと、ライヒと州の統治機構上の二元性に起因するライヒ政府とプロイセン政府の権限争いに巻き込まれて、事実上殆ど活動し得ない状況に置かれたのである⁽⁵⁾。これが新たな役割を担って再び登場するに至るのは、1932年夏以後のことになる。

ところで、ブリューニク政権は、1931年末までに四次に亘る大統領緊急令によってデフレ政策として恐慌対策を進める一方、対外交渉によって賠償廃棄の必要について債権国の専門家委員会の承認を勝ちとり、ローザンヌ会議における政治折衝を待つのみという段階に達していた。こうして、1932年1月末より政権内部において雇用創出による経済回復の政策が再度検討されるに至るのであるが、この過程を明らかにするのに先立って、当時政権の外部において盛んであった政策転換の要求について概観しておくこととしたい。

大恐慌の時期に雇用創出を財政経済政策上の要求として提起した最初の例は、1930年春に公刊された社会民主党系の三つの労働組合による共同の覚書「経済状態・資本形成・財政」⁽⁶⁾であろう。この覚書は、資本の蓄積のために税負担や社会保険料負担の軽減、従って政府支出の削減を要求する

注(2) 特に、1930年5月19日、6月5日および同13日の閣議議事録を参照。Bundesarchiv (BA), R43I/1443, D783692~705; R43I/1444, D783855~62, D783875~9. 猶、アウトバーンの案については、車輛通行課税の早急な実現は困難であるという理由から、6月13日の閣議でその検討の中止が決定されている。

(3) „Verordnung des Reichspräsidenten zur Behebung finanzieller, wirtschaftlicher und sozialer Notstände vom 26. 7. 1930“, in: Reichsgesetzblatt (RGBl), Teil I, 1930, Nr. 31.

(4) その詳細については、大島通義『財政政策と賠償問題——ブリューニク財政の一考察——』『三田学会雑誌』第66巻第2・3号(1973年3月)19頁以下を参照。

(5) その営業報告書によれば、1930年度(但し、30年8月より31年3月の8ヵ月間)の融資事業額は5,026万RM、1931年度7,166万RM、1932年度4億3,710万RMであった。

(6) *Wirtschaftslage, Kapitalbildung, Finanzen. Denkschrift des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes (ADGB), Allgemeinen Freien Angestelltenbundes (AFA) und Allgemeinen Deutschen Beamtenbundes (ADB)*, Berlin 1930.

資本家団体に対抗して、失業保険制度も含めて社会政策上の支出水準やその機構を維持し、更に、雇用創出のために外資を導入して公共投資を実施することを要求したものであった⁽⁷⁾。前述のように、ブリューニクが1930年春に雇用創出政策を取上げたのは、明らかに社会民主党の側のこの要求を念頭に置いてのことであった⁽⁸⁾。

1931年4月から5月にかけては、所謂「ブラウンス勅告」が提出される。これは、ライヒ政府によって同年1月に設置された「失業問題研究委員会」(委員長ブラウンス Heinrich Brauns, 元ライヒ労働相)の討議の結果である。三部から成るこの勅告は委員会メンバーの立場の不統一を反映しており、全体としては、当時の論調からすれば正統的な自由主義的な失業対策を説くものでありながら、第二部の「雇用創出による失業の克服」は、比較的革新的な立場から、デフレ政策による悪循環からの脱却を信用拡張を伴う雇用創出によって図るべきことを説いている。しかし、ここでも信用拡張の手段は国外に求められていた⁽⁹⁾。この勅告公表の直後、ドイツでは大量の信用の国外流出が起り、7月には深刻な信用恐慌が発生した。勅告が顧みられることなく終わったことについては、多言を要しない。

9月16~17日には、フリードリッヒ・リスト協会の研究会が開かれ、この席上においてライヒ経済省の高級官僚ラウテンバッハの「投資および信用拡張による景気振興の可能性」と題する報告が行なわれている。この報告は、当時の諸提案のなかでは最も周到に考慮されたものであり、また、この研究会には、財政経済政策決定の要衝を占める人々が参加していた。彼の提案の内容は、1. 協定による賃金の拘束の除去、その水準について20%の可動性の承認、2. 拘束価格、特に鉄鋼価格の25%切下げによる生産費の節約、3. 鉄道、道路建設等の公共発注の増加、半年間に15億RMの規模で50万人の雇用機会を創出する公共事業の実施、4. 資金の調達に中央銀行再割引保証による手形金融による、以上である。討論の焦点が3および4にあったことは勿論だが、参加者26名のうちこの提案を支持したのは、ごく少数であったといわれる⁽¹⁰⁾。

注(7) 大島『大恐慌初期におけるドイツの財政過程』『経済学年報』慶應義塾経済学会、12号(1968年)351~4頁参照。

(8) 1930年5月19日の閣議において、彼は、この動きに対抗すべきことを強調している。BA, R43I/1443, D783694.

(9) *Gutachten zur Arbeitslosenfrage*, erstattet von der Gutachterkommission zur Arbeitslosenfrage, Sonderveröffentlichung des Reichsarbeitsblattes, Berlin 1931. 猶、第二部が上述のような内容となったのは、本文で次に述べるラウテンバッハ Wilhelm Lautenbach の貢献による。この点は Lautenbach, W., *Zins, Kredit und Produktion*, hrsg. v. Wolfgang Stützel, Tübingen 1952, S. 129 の編者注およびそれ以下の本文によって明らかである。

(10) 報告の概要は、*Ibid.*, S. 137 sq. に収録されている。また、この研究会の経過については、Brügelmann, Hermann, *Politische Ökonomie in kritischen Jahren. Die Friedrich List-Gesellschaft e.V. von 1925~1935*, Tübingen 1956, S. 132 sq. を参照。また、この提案の評価については、Kroll, Gerhard, *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, Berlin 1958, S. 379 sq. を参照。参加者のうち比較的著名なもの若しくは本稿の以下の叙述と関連する氏名を挙げておく。ライヒ銀行(中央銀行)からは総裁ルター Hans Luther, 副総裁ドライゼ Friedrich Wilhelm Dreyse, 大蔵省からは次官シュッファー Hans Schäfer, 局長(後の蔵相)クロズイク Lutz Graf Schwerin von Krosigk, 経済省からは次官トレンドレンベルク Ernst Trendelenberg, ライヒ会計検査院々長ゼーミッシュ Friedrich Ernst Moritz Saemisch, 元蔵相で社会民主党のヒルファディンク Rudolf Hilferding, 元大蔵次官で後に国務大臣となるポピッツ Johannes Popitz, I.G. Farbenindustrie A.G. の取締役で教授であり後に経済相となるヴァルムボルト Heermann

雇用創出政策の成立

この会合の直後、9月20日には、イギリスが金本位制から離脱した。それは、ポンドの平価切下げを意味する措置であった。この事件を契機に、直接に雇用創出を謳ったものではないが、経済評論家を中心にドイツ通貨の金本位制離脱、平価切下げの論陣が展開されるようになったのを見ることが⁽¹¹⁾できる。

しかし、1931年夏以後の時期について特に注目すべきことは、信用拡張もしくは平価切下げ等の政策転換論が、単に言論界のみでなく政界や経済界のなかからも、従ってまた一定の政治的性格をもって提起されるに到ったことである。⁽¹²⁾1932年1月19日の所謂ヴァーゲマン・プラン公表という事件は、こうした流れのなかで生まれ、それ故にまた、ブリューニク政権に対しても強い衝撃を与えたのである。

このプランとは、資本市場再建のための銀行制度の改革と、信用創造を可能ならしめるようにライヒ銀行の発券準備規定を変えることを内容としたものであったが、⁽¹³⁾この内容自体よりも、その著者がライヒ統計局長官、ベルリン景気研究所々長の職にあるヴァーゲマン Ernst Wagemann であ⁽¹⁴⁾ったことが、ブリューニク政権やライヒ銀行指導者、更には債権国の世論に対して強い衝撃を与えたのである。⁽¹⁵⁾更に、或る記録によれば、ヴァーゲマン・プランの公表は、ブリューニク政権を

Warmbold, 学界からはオイケン Walter Eucken, レプケ Wilhelm Röpké, ザリーニ Edgar Salin, コルム Gerhard Colm, 更に Frankfurter Zeitung の編集者ヴェルター Welter 等であった(出席者リストは, Deutsches Zentralarchiv (DZA) Potsdam, Reichswirtschaftsministerium, Denkschrift des Regierungsrates Dr. Lautenbach, Bd. 2, Nr. 9930, Bl. 499 による)。

注(11) 9月25日には、雑誌 Währung und Wirtschaft の編集者クレーマー Carl Krämer が Wirtschaftsdienst 誌上においてマルクの平価切下げを主張し、これに続いて1932年にかけて一連の同趣旨の経済評論が展開されるに到る。その詳細は Grotkopp, Wilhelm, Die große Krise. Lehren aus der Überwindung der Wirtschaftskrise 1929/32, Düsseldorf 1954, S. 207 sq. を参照。また、ザリーニは、10月初め、ルターに対して同様の趣旨で説得を試みたが、徒勞に終わった。この点については、Luther, Hans, Vor dem Abgrund 1930-1933. Reichsbankpräsident in Krisenzeiten, Berlin (1964) の冒頭のザリーニ自身の叙述になる序文 (S. 23) を参照。猶、ラウテンバッハは、イギリスの金本位制離脱後のドイツの政策について、「世界経済恐慌と通貨危機、ドイツの積極的経済政策の課題と可能性」(9月28日付、経済省次官に提出)と題する論文で次のように論じている。すなわち、金本位制離脱を支持するケインズの Sunday Express 誌 9月27日号所収の論説(「金本位制の終焉」説得評論集 救仁興繁訳、265頁以下所収)を紹介・批判しつつ世界市場におけるドイツの経済的地位を検討して、「世界における我国の威信と、また我々の信用とを維持するには、あらゆる手段をもってマルクの金平価を維持する以外に適切な方法はない。J. M. ケインズの唱うサイレンの歌に引込まれてイギリスの例に倣うとすれば、これにまさる錯誤はないであろう」として、支払停止協定を強化しつつ国内価格の切下げを遂行し、これに合せて本文で既に見たような積極的な雇用創出計画を実行することを主張している。彼のこのような観点からすれば、この時点以後12月にかけてブリューニクが第四次大統領令として採用した政策は、それ自体としては支持し得るものであったと見てよいであろう。問題は、そのうえで猶且取るべき雇用創出政策にあった。本文次項参照。Lautenbach, W., „Weltwirtschaftskrise und Währungskrise. Die Aufgaben und Möglichkeiten für eine aktive deutsche Wirtschaftspolitik“, in: DZA Potsdam, op. cit., Bd. 2, Nr. 9930, S. 507-16。

(12) ヴァルムホルトは、8月3日の経済界の指導者その他を加えた閣議において商品担保による国内短期信用の拡張を説いた。BA, R431/1451, D787251-2。また、ツヤハト Hjalmar Schacht とフーゲンベルク Alfred Hugenberg (ドイツ国家人民党党首)は、ブリューニクに対して金本位制離脱後のポンドにマルクをリンクすることを迫っている。Brüning, H., Memoiren 1918-1934, Stuttgart 1970, S. 377, 395。

(13) Schulthess' Europäischer Geschichtskalender, Bd. 73 (1932), S. 12 vom 19. Januar 1932; Kroll, G., op. cit., S. 396 sq.

(14) 詳細は、Brüning, H., op. cit., S. 503-4 を参照。

(15) 大島『財政政策と賠償問題』49頁参照。

雇用創出政策の成立

動揺させるための I・G・ファルベンの幹部数名(経済相ヴァルムホルトを含む)による意図的な演出に基づくものであったと見られる節がある。⁽¹⁶⁾この説の真偽の程は確認し難いとしても、この事件は、賠償問題の最終解決を間近に控えたブリューニク政権の内部にまで政策転換の要求が及び始めたことを示している。

雇用創出政策に限らず広くブリューニク政権の政策路線と諸集団との関係を見るならば、農業諸団体は1931年秋以来同政権に対する敵意を明確に示していたし、⁽¹⁷⁾32年初頭には、ドイツ工業全国連盟 Reichsverband der Deutschen Industrie が政権の政策路線に対する不信を公式に表明していた。⁽¹⁸⁾他方、経済過程では、企業の倒産件数は31年10月の1,435件を最高に若干減少の気配を見せていたものの、12月には猶1,178件を記録し、労働者の失業率は、1930年末の36.2%から31年末の48.3%へと上昇し、猶増勢を示しつつあった。再び雇用創出論について見れば、こうした状況のなかで、その要求は一層熾烈に展開されることになる。2月16日、ドイツ労働組合総同盟(ADGB)は、その委員会の決議としてデフレ政策からの転換と大規模な雇用創出計画の実施を要求し、4月13日の大会においては、そのための資金調達方法として中央銀行信用の創造を主張した所謂 W・T・B プランが承認された。⁽¹⁹⁾2月下旬には、暫定全国経済評議会 Vorläufiger Reichswirtschaftsrat の中央委員会において雇用創出問題が議題とされ、3月12日にはその勧告が公表されるに到る。5月10日には、ライヒ議会において、ナチス左派の領袖シュトラッサー Gregor Strasser が「労働とパン」と題して同党の雇用創出計画を提起し、これをまとめた小冊子は60万部が全国で配布されたといわれ⁽²⁰⁾る。単にブリューニク政権の時期にとどまらず、ヒットラー政権の時期に至るまで、政府の側での雇用創出政策の立案・決定は、こうしたマス・キャンペーンを背景として進められることになる。

(2) 雇用創出政策への模索

1932年1月29日、ブリューニク政権は、先のヴァーゲマン・プランがライヒ政府とは全く無縁

注(16) 1931年10月以来経済相となっていたヴァルムホルトとシュミッツ Hermann Schmitz (共に I.G. Farbenindustrie A. G. の取締役)等とヴァーゲマンとが作っていた小サークルにおいて、31年秋、改革案の起草がヴァーゲマンに委託され、このサークルの意図に従って公表されたといわれる。„Notiz über die Aussprache mit Prof. Wagemann am 29. Feb. 1932 (Konsul Dr. Respondek an Nordhoff, 5. März 1932)“, in: BA, Nachlaß Hans Luther, Nr. 341 による。猶、ヴァーゲマン、ヴァルムホルト、シュミッツの3人は、後にパーベン政権における租税証券政策の決定に或る役割を演ずることになる。後述IIの(1)を参照。

(17) 1931年11月19日、ドイツ農業評議会 Der Deutsche Landwirtschaftsrat の会長ブランドス Ernst Brandes は、第四次大統領令の準備のために組織された経済諮問委員会 Wirtschaftsbeirat から政府の政策に反対の意志を表示して脱退した。Schulthess' Europäischer Geschichtskalender, Bd. 72 (1931), S. 254 sq. vom 19. November 1932。

(18) Ibid., Bd. 73 (1932), S. 3 vom 1. Januar 1932。

(19) Kroll, G., op. cit., S. 403-4。

(20) „Gutachten des Vorläufigen Reichswirtschaftsrates vom 12. März 1932 zur Frage der Arbeitsbeschaffung“, これについては、Frankfurter Zeitung, Nr. 210 vom 18. März 1932; Kroll, G., op. cit., S. 405 を参照。

(21) Kroll, G., op. cit., S. 426 sq. 猶、シュトラッサー提案については、大野英二『ヒルファードイニングとシュトラッサー』『経済論叢』第105巻(1970年)第1・2・3号90頁以下を参照。

雇用創出政策の成立

のものであることを公式に表明する一方⁽²²⁾、1月25日には、政府の主要閣僚協議において雇用創出政策の検討に着手した。但し、計画公表によってライヒ政府が政策の方向転換を強いられたというわけではなく、政府首脳は、計画の公表が、ライヒ政府と中央銀行とによって模索されつつあった政策選択と「無言の信用拡張⁽²³⁾」の障害となることを恐れていたように見える⁽²⁴⁾。しかし、第四次大統領令以後のブリューニク政権の選択がどのような政策論に立脚し、また、所謂信用拡張の実態が何であったかは、あらためて問われねばならない。以下の論述においてこの点を明らかにしてゆくこととしたい。

1月25日の協議は、これを発端として5月末まで続く雇用創出政策立案の過程に特徴的な論点を、すべてではないとしても既に提示するものであった。第一に、ブリューニクの冒頭の発言から明らかかなように、問題の発端は失業扶助制度の改革にあった。第四次大統領令に従ってこの会議の議題たる「電気料金の引下げ」を実施する場合、それは州及び地方団体の収入減を結果し、その予算の均衡を図るには支出面の最大の負担たる失業扶助を節約することが不可欠の課題となったのである。第二に、従来より雇用創出政策に比較的積極的な関心を持ってきた蔵相ディートリッヒは、失業扶助制度の改革の必要を認め、改革の方向として「失業扶助に生産的な性格を持たせること⁽²⁵⁾」、しかもそれを「自発的労働奉仕 *freiwilliger Arbeitsdienst*」⁽²⁶⁾によって行なうことを提案している。第三に、同じくディートリッヒによって、十分な仕事を提供するに足りる金額として10億RM程度が考えられていたが、ここでは未だその資金調達方法については全く言及されていない。この討議を素材として政策立案に着手することを確認して、協議は終わっている。

その後2月20日の主要閣僚協議において、議題としても正式に「失業扶助の資金調達および雇用創出計画」⁽²⁷⁾が取上げられた。ここでは、この二つの問題の連結関係が一層明確に強調されているのを見ることができる。ライヒ大蔵省の算定によれば、1931年の失業者数は年平均で484万人、1932年にはこれが570万人に増加するものと見込まれ、失業保険を含む救済支出は31年度31億5,300万RM、32年度には35億3,100万RMと推定された。殊に、失業扶助費は31年度にくらべて32年

注(22) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 73 (1932), S. 19~20 vom 29. Januar 1932.

(23) Luther, H., *op. cit.*, S. 252 sq.

(24) この点については、„Aufzeichnung über die Chefbesprechung vom 29. Januar 1932 in der Reichskanzlei über den Wagemann-Plan“, in: BA, R43I/2438, K621055~8 を参照。特に、蔵相ディートリッヒ Hermann Dietrich とルター⁽²⁵⁾の発言にそれは明らかである。ディートリッヒは、「爆弾を仕掛けるのが早過ぎた。それ(プランの公表の意——引用者)は、慎重な信用拡張の諸計画の成果にとって不利である」と述べている。

(25) „Chefbesprechung in der Reichskanzlei vom 25. Januar 1932“, in: BA, R43I/1455, D789158~67. 「電気料金の引下げ」がこの時点で議題とされるのは、第四次大統領令が、貸金・価格・利子等の10%切下げを規定していたことによる。

(26) 1930年6月以来の蔵相としての彼の雇用創出政策に対する見解と行動については、Saldern, Adelheid v., *Hermann Dietrich. Ein Staatsmann der Weimarer Republik*, Boppard am Rhein 1966, S. 172~9 を参照。

(27) 元来社会政策の手段として考えられてきたものであり、食糧を給付して低額の小額の小遣い程度⁽²⁸⁾の支払によって青年を労働に従事させる制度をいう。ナツイスのもとで「労働奉仕義務」として制度化された。後掲注(136)参照。

(28) „Vermerk über eine Chefbesprechung am 20. Februar 1932“, in: BA, R43I/1455, D789286~9.

雇用創出政策の成立

度には、ライヒで1億マルク、市町村で5億RMの支出増が不可避と見られた⁽²⁹⁾。ブリューニクによれば、失業扶助を削減し得るか否かは、追加的雇用機会提供の可能性、従ってまた、雇用創出のために十分な資金を確保し得るか否かに依存する。ディートリッヒによれば、雇用創出のための資金調達においてライヒ銀行の協力を得る可能性は、ライヒ財政運営におけるライヒ銀行信用への依存の如何によって左右される。しかし、後者はまた、失業扶助制度の改革の成否に規定されている、と考えられていたのである。

ところで、雇用創出政策そのものにとって最大の問題がその資金調達にあったことは勿論である。2月12日、雇用創出問題については最初のもと思われる政府各省担当官会議は、終始この点を論議するものであった⁽³⁰⁾。最初に問題提起をしたのが、前述のラウテンバッハであった。その要旨は、雇用創出のための資金の調達は、購買力の移転によってではなく、信用拡張による追加的な購買力の創出によらなければならない、計画実施の時期としては、経済の不況が最も底をついた時点、国際収支状況を考慮して選択すること、以上であった。経済省次官トレンデンベルクと労働省次官ガイプ Hermann Geib がこれに賛成の意見を表明したのに対して、ライヒ銀行のノルトホフ Karl Nordhoff はこれを拒否している。その理由は、信用拡張による雇用創出は為替に代えて公債を発券準備とすることになり、ヴァーゲマン・プランの意図したところと同一であって、中央銀行の政府からの独立という憲法上の規定に反する、という点に求められている。

3月3日の労働相シュテーターヴァルト Adam Stegerwald の雇用創出計画案は、事業の内容と規模(総額12~14億RM)を明示した最初の提案であるが、この案は資金調達の方法としてラウテンバッハの案に近いものを示唆していたと見てよいであろう。彼の念頭には、雇用創出計画の採用を要求する労働組合の行動があった。「政治情勢はこの点において益々危険なものとなっており、従って、別の事態のもとでは遺憾と思われる手段すらも、場合によっては採用することを躊躇すべきではない」と主張したのである。この提案の規模と資金調達についての考え方に対しては、ライヒ銀行総裁ルターが明確な拒否をもって対応したのみではない⁽³¹⁾。ライヒ政府内閣官房もまた、3月7日付の覚書において、この提案が他の関係各省の検討を経ていないこと、従来の政府およびライヒ銀行の見解と矛盾するものであることを指摘して否定的な態度を明らかにし、就中、この案が新聞に公表されたことについて、賠償政策上の考慮から強い遺憾の意を表明したのである⁽³²⁾。このこと

注(29) 上記会議に提出された2月17日付の大蔵省作成の資料による。BA, R43I/1455, D789293~8.

(30) „Vermerk zu der Ressortbesprechung über Arbeitsbeschaffung am 12. Februar“, in: BA, R43I/2045.

(31) „Brief des Reichsarbeitsministers an den Staatssekretär in der Reichskanzlei am 3. März 1932“, in: BA, R43I/2045.

(32) 4月12日の閣議においても、彼は労働組合を中心に形成されつつある世論を念頭に置いて発言している。前述の4月13日の組合の大会を目前にして、「ライヒ政府の行動がもたら否定的なものでしかないといった印象を世論に与えない」ように配慮することを求めている。BA, R43I/1455, D789757.

(33) Köhler, Henning, „Arbeitsbeschaffung, Siedlung und Reparationen in der Schlußphase der Regierung Brüning“, in: *Vierteljahrshäfte für Zeitgeschichte*, 17. Jg. 1969, 3. Hoft Juli, S. 281.

(34) BA, R43I/2045 所収。

雇用創出政策の成立

は、ブリューニク政権が、雇用創出のための資金調達について一致した基本方針も、具体的な案も持合せていなかったことの証左である。

その後、雇用創出政策が政府部内での検討の対象となって2ヵ月余を経た3月末になっても、この政策の核心をなす資金調達については、内閣は何の決定も下し得ない状態であった。4月初めに開催された二回の各省担当官会議の記録⁽³⁵⁾から、我々はこのような状況に対する行政官僚のシンジズムを看取することができる。それは、一方において雇用創出政策の資金調達、殊に信用拡張政策の採否は現状では高度に政治的な問題であり、従って、これを決定し得るのは内閣を措いてないとしてこの問題を討議の対象から除外し、他方では個々の事業計画について個別に資金調達の可能性を検討していることに見ることができる。打続選挙(決選投票も含めて2回に亘るライヒ大統領選挙、州議会のそれ等)への考慮を理由に決定を繰返し先へと延引させてゆく政権に代って、雇用創出政策、就中、その資金調達方法の作成は、次第に行政官僚制を主体として進められてゆくことになる。5月19~20日の閣議でその採用の決定を見る資金調達方法が、この担当官会議においてライヒ銀行の代表が示唆したものと同じであることは、この意味で注目してよいであろう。

割増金付公債案についても、この担当官会議で爾後の検討の必要が確認されている。しかし、この案に行政官僚がどれ程の可能性を見ていたかは疑問である。大蔵省内部ではこの案に対する危惧の念が当初より強かった、といわれる⁽³⁷⁾。また他方では、この構想自体は、雇用創出政策が公式の政治課題となる以前の前年12月に、ライヒ政権内部で何らかの形で話題とされるようになっていた。従って、この構想を提起したのが誰であったかは必ずしも明確ではない。このことはともかく、割増金付公債案は唯一の具体的な提案と看做されて、殊にブリューニクやシュテーターガーヴァルトは最後までこの資金調達方法の実現に固執してゆくことになる。

割増金付公債の案は、4月11日付で蔵相より関係各省に提示された⁽³⁹⁾。それは、総額にして約14億RMの規模の事業計画を掲げ、そのうち独自に資金調達の可能な事業の分を除いて、更に自発的労

注(35) ひとつは4月1日労働省において、他は前者の内容を承けて4月5日に経済省で開かれた担当官会議。その記録はいずれも BA, R431/2045 所収。

(36) 4月5日、2回の協議の結論として、事業計画毎の資金調達も方法に乏しいことが確認され、合わせて所謂割増金付公債の案を大蔵省とライヒ銀行とが至急に検討すべきことが申合された。その協議の過程において、ライヒ銀行の代表ヴァルトヘッカー-Waldheckerによって、満期1~2年の商業手形の中央銀行による再割引保証が可能かも知れぬことが示唆されている。公共投資について立替金融方式を示唆した最初の発言と見てよいであろう。

(37) Köhler, H., *op. cit.*, S. 284. これによれば、7%利付のヒルファディンク公債の当時の取引相場は60~65であったといわれ、後に見るように最高6½%のこの公債の発行の成功は当初より疑問視されていたといわれる。

(38) ライヒ政府内閣官房の財政関係の記録文書のなかに „Aufzeichnung über wirtschaftliche Notmaßnahmen“ (in: BA, R431/2376, K630413~6) と題する無署名の文書がある。これは、「1931年12月8日の行動(第四次大統領令——引用者)を続行するなかで経済の一層の後退を阻止すること、回復への契機を作り出すこと」を目標として、様々な構想を羅列したものであり、その一環として植民(農業および都市周辺)、住宅建設、土地改良、道路建設等の公共事業とその資金調達方法としての5億RMを超える規模の割増金付公債の発行が挙げられている。文面からすれば、ルターおよびゲルデラー Carl Goerdeler のアイデアを要約したものと思われる。ゲルデラーについては、Ritter, Gerhard, *Carl Goerdeler und die deutsche Widerstandsbewegung*, Stuttgart 1954, 特に S. 43 sq. を参照。

(39) „Vorlage des Reichsministers der Finanzen am 11. April 1932“, in: BA, R2/18646.

雇用創出政策の成立

働奉仕の利用等によって支出の削減を図ることとして、約4~5億RMの資金を、免税の、抽せんによる割増金付の内国債の発行によって調達しようとするものであった。割増金付公債案は、12日以後、大蔵省とライヒ銀行の間の継続的な協議の対象とされてゆくことになる。そこでの大蔵省側の説明によれば、この公債は利子率4½%、2%の割増金、払込期間を18ヵ月、満期5年とする筈であった。また、償還資金は、年額1億RM(塩税6,000万RMの再導入を含む)を予算に計上・積立てることとされた。このように具体的に構想された割増金付公債案について、細目の条件は別として、ライヒ銀行側は当初「目的に適ったもの」と評価していたが、その後、5月4日に閣議の席上⁽⁴⁰⁾配布された大蔵省起草の法案草稿の検討を経て、13日の閣議においてこの公債発行への協力を事実上拒否したのである。理由は、ルターによれば、ローザンヌ会議による賠償問題の解決以前にはかかる公債発行の成功は期待し難いという点にあった。しかし、同時にルターは、ライヒ銀行の業務規定に合致する限りでの協力を約束した⁽⁴²⁾。その結果が5月19~20日の閣議で確認された資金調達方法に他ならない。具体的には、総額1億3,500万RMの事業について、ライヒ政府が手形の支払義務保証を提供することを前提に、受託業者が Öffa 等に対して手形を振出し、ライヒ銀行がその再割引を保証するという方法である⁽⁴³⁾。これが、3ヵ月余に亘る資金調達方法についての模索の結果であり、また、後の時期に労働国庫証券による立替金融として発展させられてゆく原型でもある。

雇用創出政策にとって重要なもうひとつの側面、事業計画はどのようにして決定されたのであるか。既に見たように、3月3日には労働省が、4月12日には大蔵省がそれぞれ具体的な内容を伴った提案をしている。まず労働省の総額12~14億RMの提案は、その事業計画として、国有鉄道(3億RM)、郵便事業(1億RM)、道路建設(3~4億RM)、農業用土地改良(2~3億RM)、運輸省による水利事業(5,000万RM)、中小都市における小住宅の建築(2億RM)、Öffa の直轄事業(5,000万RM)から成るものであった。次に大蔵省案は、総額約14億RM、その内訳はソ連政府の発註による工業の追加雇用(2~3億RM)、家屋修繕(2億RM)、農業植民(1億RM)、都市周辺植民(1億RM)、道路建設(2億RM)、運河建設および治水事業(2億RM)、土地改良(3億RM)であった。

労働省案によれば、この計画の実施によって直接20万人、波及効果も考慮に入れば60万人の失業者を吸収することができる筈であった。また、両案に共通しているのは、植民事業を重視していることである。労働省案では、上記の道路・農業用土地改良・水利等の事業は農業植民政策として

注(40) BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 341 所収の、4月20日のライヒ銀行内部の協議に関する Aktenvermerk による。

(41) „Entwurf eines Gesetzes über die Ausgabe von Inhaberpapieren mit Prämien“, in: BA, R431/1456, D789904~7.

(42) BA, R431/1456, D789934.

(43) BA, R431/1456, D789950 sq. を参照。猶、一層具体的には、Öffa と Rentenbank-Kreditanstalt が引受けた手形は、Bau- und Bodenbank と Reichskreditgesellschaft を主体とする銀行シンジケートによって割引かれ、これらの銀行は必要に応じてライヒ銀行の再割引を求めることができる。この手形は、1933年7月1日以後毎月5日に、6回に等額に分割して償還される。猶、ライヒ政府の手形支払義務保証は予算への計上の公約によって与えられた。Statistische Abteilung der Reichsbank, *Chronik der Reichsbank im Jahre 1932*, Bl. 173, in: DZA Potsdam, *Die Deutsche Reichsbank*, 16c, 1~16h. この立替金融完了後には、州政府等の事業主体の対ライヒ債務が残ることになる。

雇用創出政策の成立

エルベ以東の地域における雇用創出計画の主体をなすものと看做されて⁽⁴⁴⁾おり、この関係での資金需要の見込は、この案では2億RM、事業計画の検討が更に具体化した後の段階では、2億3,000万RMとされている。⁽⁴⁵⁾大蔵省案の場合には、植民事業としては略同額(2億RM)を考えながら、その半額は都市周辺植民に充てられて⁽⁴⁶⁾いる。前記の割増金付公債によって調達する筈の金額が4~5億RMであったことに比較して、植民事業に最も高い優先順位が与えられていたことは明らかである。その理由は、道路や運河建設、土地改良等他の計画が大規模な実施に移されるには未だ成熟していなかったのに対して、植民事業には長い経験と十分な土地と入植者が存在して直ちに効果をあげる見通しがあったこと、また、この事業の遂行によってブリューニク政権の農業政策(殊に東部救済Osthilfe)に対する世論の不信を除去し政府政策の公正と創造性を標榜しようとしたこと、更に、急速な都市化と工業化のなかでの失業問題に失業者の農村還元によって対処しようとしたこと、に求めることができる。⁽⁴⁷⁾

猶、上記両提案とは別に、国防省もまた雇用創出政策についてひとつの事業計画を提案している。⁽⁴⁸⁾大蔵省案が提示された直後のことである。国防省によれば、失業者の可及的速やかな就労という内政的・社会的必要と、産業および通商の回復による失業者の計画的・持続的な吸収という経済上の必要とを同時に解決するものとして軍備の拡充こそが最適であるとし、合わせて現実の軍備の著しい遅れと政府予算の僅少なことを指摘して、当面の雇用創出計画において(従って経常の予算以外に)年額2億RMを5年間に亘って軍備拡充に充てることを要求している。ブリューニクは、当時軍縮交渉が進行中であつたことからこの要求を⁽⁴⁹⁾斥け、当面ヒットラー政権が登場するまでこの種の要求は姿を消すことになる。

さて、前記の諸事業計画案がどのように現実の政策として採用されてゆくかは、第一に資金調達の可能性、換言すれば割増金付公債発行の成否に依存していた。総額1億3,500万RM、つまり当初の案の約10分の1にまで雇用創出政策の規模を切下げざるを得なかったのは、資金調達問題が前述のような結果に達したからに他ならない。第二に、この金額を道路建設(6,000万RM)、治水事業(5,000万RM)、土地改良(2,500万RM)に配分し、都市周辺植民と農業植民とを信用による雇用創出事業から除外したことについては、ライヒ銀行、就中、ルターの政策判断に負うものと見てよい

注(44) シュテューガーヴァルトによれば、「農業植民は雇用創出計画における最も重要な課題」であつた。„Niederschrift über das Ergebnis der Ministerbesprechung am 19. April 1932 über die Frage der Förderung der landwirtschaftlichen Siedlung, insbesondere im Zusammenhang mit der Osthilfe“, in: BA, R43I/1289.

(45) Loc. cit.

(46) このことは、Saldern, A.v., *op. cit.*, S. 178によれば、デートリッヒの都市政治家としての経験及び1931年秋以来の試行の実績に基づくものであつた、といわれる。

(47) この理解は、木谷勤『ブリューニクの内地植民政策とその失脚』(一)および(二)「史学雑誌」第75巻2号および76巻1号、就中、後者の39~40頁に負っている。

(48) „Brief des Reichswehrministers an den Reichskanzler vom 13. April 1932“, in: BA, R2/18647 (但しコピー)。

(49) Brüning, H., *op. cit.*, S. 572~3. 猶、後述IIの(2)を参照。

雇用創出政策の成立

であろう。ルターは、補助金なしの農業植民は不可能と考え、これを中央銀行の信用援助の対象とすることに否定的な態度を採っていた。⁽⁵⁰⁾このように、信用拡張による雇用創出政策については、その資金調達方法や規模の設定にとどまらず事業の選別についても、ライヒ銀行当局の政策は決定的な役割を演じていたのである。

最後に、雇用創出政策の立案・決定の過程においてブリューニクが果たした役割について簡単に要約しておきたい。⁽⁵¹⁾我々の以上の考察から明らかなことは、ブリューニクにとってこの時期の雇用創出政策は失業扶助解体の代替手段であつたということである。あるいは、景気回復の手段としてよりも社会政策的な措置として理解されていた、と言ってもよい。ラウテンバッハ提案やW・T・Bプラン等とは本来無縁のものだったのである。最大の難問だつた資金調達問題についても、彼は主導権を発揮し得てはいない。具体的な解決を案出したのは行政官僚であつた。彼の「回顧録」は、後の租税証券に勝る資金調達方法として雇用創出公債を構想していたと述べているけれども、⁽⁵²⁾少なくとも筆者の見ることのできた記録からこれを裏付けることは不可能である。それはともかく、ルターが事実上協力拒否を表明した後になつても、彼は最後までこの割増金付公債の発行に雇用創出計画実現の希望を託していた。⁽⁵³⁾従つて、結果的には、この公債発行案の事実上の流産とルター-非協力が雇用創出計画縮小の主たる責を負わされることになる。これに代わる方法、中央銀行信用の創出は、ドイツの過去の経験に鑑みて彼の採るところではなかつた。⁽⁵⁴⁾現実に採られた方法がその後の過程でこれに類する資金調達方法に道を拓くものであつたとしても、それは当時の彼の理解を超えるものであつた。

雇用創出計画の立案を麻痺せしめた他の理由として、ブリューニクは「選挙の流行」を挙げて⁽⁵⁵⁾いる。このことが政策形成過程に及ぼした作用は既に見たとおりである。特に、二回に亘るライヒ大統領選挙は政権の行動を著しく拘束するものであつた。その場合、問題は単に選挙そのものにあつたというよりも、議会に多数派与党を持たない大統領内閣として統治に當つてきたブリューニク

注(50) „Aufzeichnung über die Besprechung in der Reichsbank am 27. Juli 1932 zur Frage der Finanzierung neuer Aufwendungen für Arbeitsbeschaffung“, in: BA, Nachlaß Hans Luther, Nr. 345.

(51) この点については、大島『財政政策と賠償問題』50頁以下をも参照。

(52) Brüning, H., *op. cit.*, S. 574~5. それは、彼の記述によれば、或る種の強制公債であり、後の租税証券の原型となる筈のものであつた。この説を裏づける史料は見出し得ない。強制公債がブリューニク政権において話題となつたのは、前年の12月、第四次大統領令の準備の段階で取引高税増税の代替案(ヴァルムボルトによる)としてであり、実現せずに終つている。1931年12月6日の閣議事録 BA, R43I/1453, D788927 以下を参照。その他の点でも、雇用創出政策に関する「回顧録」の記述には検証を要するものが多い。

(53) „Vermerk über eine Besprechung mit den Gewerkschaften am 18. Mai 1932“, in: BA, R43I/2045. この席上、彼は、資金調達問題は専ら割増金付公債の成否にかかっていると強調し、更に、「割増金付公債を来週にも発行するかなり確実な見通しがある」と述べている。シュテューガーヴァルトもまた、5月21日の閣議において3億RMの割増金付公債の発行によって自発的労働奉仕の資金調達も可能となるだろうとしていた。BA, R43I/1456, D790009.

(54) 「第2のインフレーションは、ドイツにとってカオスを意味する。」5月28日の外人記者会見での発言。Schulthess' Europäischer Geschichtskalender, Bd. 73 (1932), S. 92 vom 28. Mai 1932.

(55) „Vermerk über eine Besprechung mit Arbeitgebervertretern am 13. Mai 1932“, in: BA, R43I/2045.

雇用創出政策の成立

ク政権が、年頭以来急速に大統領ヒンデンブルクの信任を失い始めていたこと⁽⁵⁶⁾にあったと言わなければならない。その結果が、政策形成におけるブリューニク政権の指導力の喪失であった。

雇用創出政策の事実上の最終決定を翌日に控えた5月18日、ブリューニクは労働組合指導者との会見において次のように述べている。「すべての経済上の実験は危険である、政治的実験にしても同様である。従ってライヒ政府は、雇用創出のためには直ちに実現可能な事業にのみ着手する⁽⁵⁷⁾。」経済的実験の拒否がインフレ政策に対する禁欲を意味するとすれば、政治的実験の排斥とは、雇用創出政策を大衆の支持調達のための宣伝手段として使うことについての自己抑制であったと見てよいであろう。それは、保守主義の政治家としては確かに首尾一貫した態度であったとはいえ、既にマス化した社会状況には適合し得ぬものであった。正しくこの一年後、雇用創出計画は、大衆操作のための政策象徴として確立されることになる。

II 1932年6月～1933年1月

(1) 租税証券政策の成立

ブリューニク政権失脚(5月29日)の後、パーペン Franz von Papen がライヒ首相に任命された。前者の場合と同様、議会で多数派を持たない大統領内閣であった。彼の名は、標題に掲げた租税証券 Steuergutschein 政策、更には7月21日のプロイセン・クーデタと結び付けて記憶されているのが常であり、本稿の趣旨からして前者の成立過程を明らかにすることが当面の課題となる。しかし、それに先立って、6月14日に公布される大統領令と、7月に展開される雇用創出政策検討の過程を見ておくこととしよう。

ローザンヌ会議の開始(6月16日)を目前に控えて、パーペン政権の統治は、前政権の方針を踏襲すること、通貨信用を脅す如何なる措置を取る意図もないことを内外に標榜することから始められ⁽⁵⁸⁾た。そしてパーペン内閣は、まず失業扶助制度改革実施の役割を果たすことになる。それは、前政権のもとで事実上検討を終り財政収支状況の悪化のため実現を急がれていた課題であった。これが、⁽⁵⁹⁾「失業救済並びに失業保険の維持、市町村の生活保護負担緩和のための大統領令」の公布(6月14日)であった。同時に、これまで暫定予算で営まれてきた1932年度ライヒ財政収支が大統領令によって

注(56) 木谷、前掲論文を参照。

(57) 前掲注(53)に同じ。

(58) Schullhess' *Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 73 (1932), S. 94 vom 2. Juni 1932. 猶、Luther, H., *op. cit.*, S. 265によれば、パーペンをして通貨価値の維持を公約させたのはルターであった、といわれる。

(59) „Verordnung des Reichspräsidenten über Maßnahmen zur Erhaltung der Arbeitslosenhilfe und der Sozialversicherung sowie zur Erleichterung der Wohlfahrtslasten der Gemeinden, vom 14. Juni 1932“, in: *RGBl I* (1932), S. 273~84. この大統領令の公布については、ブリューニク政権の内閣官房長官ピュンダー Hermann Pünder によれば、新内閣は単に「清書」をしたに過ぎないといわれる。Pünder, H., *Politik in der Reichskanzlei. Aufzeichnungen aus den Jahren 1929-1932*, hrsg. v. Thilo Vogelsang, Stuttgart 1961, S. 137.

雇用創出政策の成立

正規の予算として布告されることになる(6月15日)⁽⁶⁰⁾。

前者は、既に見たように、ブリューニク政権をして雇用創出計画の立案へと向かわしめた契機をなす問題であった。今ここに成立つ失業扶助制度改革は、その骨子として、1. 失業扶助額の変更、2. 失業扶助の受給における要救済資格認定制度の導入、3. 失業保険勘定の剰余金の他の失業扶助への充当、この3点について政府への授權を定めたものであった。同時に確定された1932年度ライヒ予算の規模82億RM、この失業扶助制度改革によって実現する予定の支出節減額5億2,000万RMに比較するならば、雇用創出政策による追加支出1億3,500万RMが如何に微細なものであったか、またその演じ得た役割の程も自ら明らかである。

猶、1932年度予算の確定に伴って、前述の農業植民(5,000万RM)と都市周辺植民(2,500万RM)は歳出予算に計上された。とはいえ、パーペンと新蔵相クロズイクは、雇用創出関係の支出を予算に計上することに対しては、極めて否定的な態度を取っていた⁽⁶¹⁾。この傾向は、少なくとも32年夏過ぎまで変ることはなかった。この点も含めて、6月末以後に展開される雇用創出政策検討の過程に目を向けて見ることとする。

6月下旬、閣内において、内閣の全経済政策の中心に雇用創出政策を据えること、そのために雇用創出ライヒ特命委員 Reichskommissar für Arbeitsbeschaffung を任命することを要求する動きが起った⁽⁶²⁾が、これはパーペンによって無視された。その後7月9日、ローザンヌ会議の最終コミュンケが発表され、賠償問題の事実上の終焉が確定した。このことは、国内の通貨信用政策を従来拘束してきた最も重要な条件が解除されたことを意味する。ライヒ銀行内部では、これを機に信用政策転換の検討が始められた⁽⁶³⁾。国内の政治状況からすれば、6月4日に解散されたライヒ議会の選挙が7月31日に実施される予定であった。6月14日の事実上前政権の政策を踏襲した「情容赦のない」⁽⁶⁴⁾大統領令に対する不満は、一方では、ブリューニクの遺産からの絶縁を要求する声を揚げさせ⁽⁶⁵⁾、他方では、ライヒ議会選挙の結果に重大な影響を及ぼさざるを得ない状況であった⁽⁶⁶⁾。

パーペン政権をして新規の財政経済政策の準備に向かわせたのは、このような内外の状況であっ

注(60) *Finanzieller Überblick über den Reichshaushaltsplan 1933*, S. 3.

(61) 6月7日の閣議で労働相シェッファー Hugo Schäffer が都市周辺植民事業の予算計上を求めたのに対して、クロズイクは、かかる種類の経費の計上は、これに相当する金額を所轄官省の他の経費で節減することなしには認め難いと応酬している。BA, R43I/1456, D790089.

(62) „Brief des Reichsministers für Ernährung und Landwirtschaft an den Reichskanzler am 22. Juni 1932“, in: BA, R43I/2045.

(63) Luther, H., *op. cit.*, S. 280~2.

(64) „Die Notverordnung“, in: *Der deutsche Volkswirt*, 6. Jg. (1932), Nr. 38, S. 1249.

(65) „Brief Hugenberg's an den Reichskanzler am 23. Juli 1932“. これに対してパーペンは、「統一的な財政経済プランを指針とした新秩序」を積極的に建設すべく、来週中にも基本的な措置を実施する意向であることを答えている。„Brief Papens an Hugenberg am 26. Juli 1932“. いずれも BA, R43I/2655 所収。

(66) この選挙においてナツイス(NSDAP)は、608議席のうち230議席を獲得(前回107)、これにつぐ社会民主党は133議席(前回143)であった。ナツイスの得票は、同党の政権獲得以前にはこれが最高であった。

雇用創出政策の成立

た。6月末以来各省の事業計画案を取りまとめてきた労働省は、7月21日の閣議の席上、雇用創出のための新規支出として3億1,800万RMを認めることを要求した。クロズィクのこれに対する回答は、要旨次の如くであった。恐慌克服の基本的要因は経済活動自体のなかに上昇運動が起ることにある、雇用創出政策はその補助手段に過ぎず、前者が欠如している場合、後者は無益ですらある。しかも、ライヒ財政収支は予備費の枯渇と収入欠損の増大とによって逼迫しており、労働省の要求の全額に応ずることはできない、可能な方法は、約2億RMを限度としてライヒ銀行の信用供与を⁽⁶⁷⁾求めることである、以上。これはまた閣議の当面の結論でもあった。

その後の検討を経て、7月27日、政府とライヒ銀行の交渉には次のような政府案が提示された。道路建設(4,000万RM)、土地改良(2,000万RM)、農業植民(4,000万RM)、リュージュン島堤防建設(1,800万RM)、国鉄のレール敷設工事(2,300万RM)、住宅建設・修繕及び都市周辺植民(3,000万RM)、自発的労働奉仕の資材調達(2,000万RM)、廃船解体及び鮮漁用小帆船の建造(1,600万RM)で、総額は2億700万RMであった。蔵相はこれを補足して、当面の財政難から、1933年度及び34年度に償還財源を予算に計上することを前提としてこれらの事業に手形信用を供与することを求めた。⁽⁶⁸⁾これに対してライヒ銀行側は、まずその評議会の決定に基づく方針として、ライヒ銀行による手形信用の供与は短期的な性格を維持すべきことを強調し、計画総額(この場合で言えば2億700万RM)についての一括信用供与には、理事会の方針として応じ得ず、個々の事業計画についても、その事業内容をそれぞれ検討したうえで信用供与の可否が決定されると答えている。⁽⁶⁹⁾

このような方針をとる理由は、ライヒ銀行によれば、その手形信用が34億RMに達し、内12億RMは金融手形であり、他の20億RM余には多額の非流動的な貸付が含まれていたことに求められる。こうしてライヒ銀行は、基本的には信用需要に応ずる態度を示しつつ、ライヒ政府に対して更に事業内容の検討と可能な限りの圧縮を求めたのである。⁽⁷⁰⁾但し、結果からすれば、その後、この2億700万RMの信用需要は全額ライヒ銀行の承認を与えられた。そして、振出される手形には、15ヵ月を限度として4回まで期限を延長することが認められ、一般的には1933年12月末日までにライヒ財政資金によりその償還を終ることとされた。⁽⁷¹⁾

注(67) BA, R43I/1457, D790456~60.

(68) „Einstimmiges Ergebnis einer Erörterung im Generalrat über Leitsätze betreffend Reichsbankpolitik (Juli 1932)“, in: BA, R2/13447.

(69) 最後に挙げられた観点から特に問題とされたのは、国鉄のレール敷設工事の全額と廃船解体の相当額(貸金支給は手形金融の対象たり得ないという理由で)と農業植民(既述のようにその事業の困難性を理由に)であった。以上の経過は、„Aufzeichnung über die Besprechung am 27. Juli 1932 zur Frage der Finanzierung neuer Aufwendungen für Arbeitsbeschaffung“, in: BA, Nachlaß Hans Luther, Nr. 345 による。

(70) „Brief des Reichsbank-Direktoriums an den Reichsminister der Finanzen am 28. Juli 1932“, in: BA, R2/18648. 稿、この書簡は部分的に Luther, II., *op. cit.*, S. 287~8 に引用されている。

(71) この2億700万RMの信用供与は、以前の1億3,500万RMが中央銀行の再割引保証によるものであったのと異なり、ライヒ銀行が直接の信用供与者となっている。8月以後、ライヒ銀行は、一方において手形引受のための銀行ツングエートの形成に努めると同時に、政府との交渉において中間金融機関の利用を強く主張することになる。Statistische Abteilung der Reichsbank, *op. cit.*, Bl. 176~7.

雇用創出政策の成立

目前の選挙対策用の政策の検討は7月28日の閣議をもって終わった。しかしその成果は、暫定全国経済評議会の改組、銀行救済、対外及び農業負債問題等の羅列に過ぎない。雇用創出政策については、ライヒ銀行による協力の原則的承認が得られたとはいえ、個別審査という留保が付されていた。雇用機会の目に見える増加という政治的效果を専ら志向した若干の閣僚からは、ライヒ銀行の意向を無視してでも労務費中心の事業を拡大することが主張されたが、これに対してクロズィクは、問題は具体的な事業計画の策定とこれに基づく発註の可否にあり、この可能性を確認し得るまで具体案の公表は差控えることを主張している。⁽⁷²⁾この場合、彼の意図は直接的雇用創出政策の実施を可能な限り遅延することにあつたと思われるが、同時に、当時の事業計画には即時実施の不可能な未熟のものが多かったのも事実であった。この問題は、9月以後の時期についてあらためて問われることになる。いずれにせよこの時期には、雇用創出政策は積極的な展開を見るに到らず、また、政権の側にもそのための主体的な条件は欠如していたのである。

7月31日の選挙の結果は、国内の政治状況を一層不安定なものにした。何らかの意味での政策転換を求める動きは一層広汎且つ熾烈なものとなった。⁽⁷³⁾ライヒ財政収支はその逼迫の度を強めて、8月19日の閣議では、大蔵省は各省に対して物件費の10%削減等の措置を通告するに到る。⁽⁷⁴⁾ブリューニク⁽⁷⁴⁾の政策路線からの訣別を明確にし、同時に当面する事態を打開するには、何らかの具体的な政策を提示せざるを得ない。パーベン政権にとってそれが雇用創出政策であり得ないことは、以上で見たとおりである。租税証券政策は、このような状況におけるパーベン政権の選択の結果であった。

租税証券政策は、概要次のような措置から成るものであった。第一に、1932年10月1日より1年間に納期とする取引高税、営業税、土地建物税、運輸税を現に納付した者に対してライヒ政府により租税証券が交付される(総額15億2,200万RM)。この租税証券は、1934年より38年までの5年間に、毎年その額面の5分の1までを所得税・法人税を除くすべての租税・関税の納入に充てることが認められる。これは、現在時点での納税を条件に将来における減税を約束する措置に他ならない。第二に、1932年10月1日以後1年間に、同年6~8月の3ヵ月平均以上に労働者を雇した企業に対して、労働者1人当り400RMの租税証券が交付される(総額7億RM)。いわば雇用奨励の措置である。これらの租税証券には4%の利子が付けられて市場での流通が保証されると同時に、有価証券担保貸付・手形割引等の担保として適格とされた。従って、租税証券は信用創造の手段でもあり

注(72) BA, R43I/1457, D790475~84.

(73) 8月10日には、貨幣・信用経済研究協会 Studiengesellschaft für Geld- und Kreditwirtschaft の雇用創出計画が公表された。Kroll, G., *op. cit.*, S. 404~5. ドイツ工業全国連盟では、7月19日、雇用創出委員会が開催され、また8月17日には、幹部会においてこの問題についての連盟としての基本方針が討議されている。この点については後掲注(80)参照。また、8月16日には、ゲーレケ Günter Gereke を指導者とするドイツ地方自治体協議会 Deutscher Landgemeindetag もその雇用創出計画を公表した。Leitsätze für ein Arbeitsbeschaffungsprogramm zur Behebung der Arbeitslosigkeit, hrsg. v. Verband der Preußischen Landgemeinden.ゲーレケの案と行動については次項を参照。

(74) BA, R43I/1457, D790563~8.

雇用創出政策の成立

得た。また、この規定によって、税負担の軽減は1934年度を待たずとも起り得たのである。最後に、この租税証券政策と同時に、1933年3月末までに限って、一定の条件のもとで協定賃金率以下の賃金で労働者を新規に雇用することが認められるようになったことを付加しておかねばならない。これらの措置は、8月28日のミュンスターにおけるパーベンの演説⁽⁷⁵⁾によってその概要が明らかにされ、9月4日及び5日の大統領令⁽⁷⁶⁾によって公布された。

これら一連の措置は、パーベン政権においてどのようにして作成され決定に到ったのであろうか。要点のみを摘記しておこう。それは、複数の主体の諸構想の合成と若干の妥協から成立したように思われる。知り得る限りの最初の草案は内容から見て減税プラス強制公債案とも言うべきもので、経済相ヴァルムボルトを中心に作成されたものと推察される。租税証券政策の最初の考案者はドライゼ(ライヒ銀行副総裁)であるとするルターの想定が正しいとすれば、ドライゼの案は、ヴァルムボルトが強制公債案を作成する際に吸収・利用されたと思われる⁽⁷⁸⁾。この案は、公共事業等の政府発註の増額という意味での雇用創出政策は経済回復のための本来的な手段ではあり得ないという認識に立脚し、現在生産過程の諸主体にとって過重なものとなっている租税公課の負担を、減税と強制公債の発行によって流過程に潜在・滞留している所得および財産の負担に転嫁し、もって生産活動上昇の契機を創出しようとしたものであった。具体的には、今後1年に限って減税を実施する。但し、大企業は、従来通り納税したうえで減税相当分について債務証券 *Verpflichtungsschein* の交付を受ける。この証券は市場流通性と信用創造手段としての適格性を与えられ、更に、財産額を基礎に賦課される強制公債の払込(1年後開始)に充てられる。その必要のない債務証券は、払込期間経過後、納税に充てることができる。他方、中規模以下の企業の減税によって生ずる歳入の減少は、高額所得に課される特別課徴金の収入によって補填する。大要以上の如き案であった。

記録によれば、8月24日、パーベンの招集によって、ポピッツ、H・シュミッツ、ヴァーゲマン、ゲッツ Carl Goetz (Dresdener Bank) が、クロズイク、ヴァルムボルトと共に雇用創出計画について

注(75) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 73 (1932), S. 147 vom 28. August 1932.

(76) „Verordnung des Reichspräsidenten zur Belebung der Wirtschaft vom 4. September 1932“, in: *RGBl I* (1932), S. 425~32; „Verordnung zur Vermehrung und Erhaltung der Arbeitsgelegenheit vom 5. September 1932“, in: *RGBl I* (1932), S. 433~5.

(77) BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 347 に無署名のタイプライターによる8頁の文書が含まれている。その冒頭には鉛筆で „Entwurf 26. 8. 32—so von Reichskanzlei gebilligt dann überholt“ と記入されている。この文書自体は、「草案」というよりもある原案の解説である。文中で「報告された計画から明らかのように」として本文で述べる内容を叙述したものである。但し、これをもって最初の草案と看做すのは、本文で以下に述べるような経過から見た筆者の推定である。確実と言えるのは、これが8月26日の閣議で討議に付されたことのみである。

(78) Luther, H., *op. cit.*, S. 291 を参照。猶、ルターの覚書 „Notizen für die morgige (17. 8. 32) Besprechung mit dem Reichskanzler“, in: BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 346 の第5項に「雇用創出計画、これについてはヴァルトヘッカー氏によって作成される付属資料」とあり、この人物は32年2月以降の雇用創出に関する担当官会議にライヒ銀行を代表して出席していることから——前掲注(36)参照——、彼がライヒ銀行としての草案を起草したことが考えられるが、これに関する記録は一切存在しない。しかし、前掲注(77)に挙げた文書には、「この計画の信用政策上の細目についてはライヒ銀行との密接な協力のもとに作業が進められた」とあり、ライヒ銀行が草案作成に関与していたことは確かであろう。ヴァルムボルトと強制公債の関係については、前掲注(52)参照。

雇用創出政策の成立

協議している⁽⁷⁹⁾。内容については記録がないので不明である。この協議の最後に予告されている「少数の重要な関係者とのこの諸計画に関する極秘の協議」に相当すると思われるのが、翌25日の、パーベンおよび若干の閣僚(経済相、蔵相、内閣官房長官)とドイツ工業全国連盟代表との協議である。後者からは、クルupp Gustav Krupp von Bohlen und Halbach (全国連盟会長)、ジーメンス Carl Friedrich von Siemens (Siemens & Halske)、ボッシュ Carl Bosch (I.G. Farbenindustrie A.G.) が参加した。この席上でヴァルムボルトが「包括的な経済計画に関する彼のプラン」として提案したものは、大幅な減税の実施と強制公債の賦課、更にこれに加えて、賃金水準の協定による拘束を緩和することであった。減税の規模としては、失業保険料の雇用主負担、営業税と土地・建物税若しくは取引高税について約18億RM、強制公債の当面の発行額としては約2億RMが予定されていた。この場合、税負担の軽減と強制公債の発行との関係は、世論の支持を得るための給付と反対給付の均衡として説明されているのを見ることができる。この提案に対しては、クルuppからまず全国連盟としては構想を基本的に支持する意向が表明されたが、三者によって共通に指摘されたのは、負担の軽減が直ちには新規雇用の増加をもたらし得ぬこと、問題は市場の狭隘化にもあることであった。強制公債そのものについては、ボッシュがその評判の悪さを指摘したにとどまり、原則的な反対は出されずに終わった。散会後の政府関係者(上記4名)の協議においては、異議も含めて実質的に新たな意見が出されることはなかった。猶、この際の蔵相の発言からすれば、前日のポピッツ等との協議においても、強制公債の実行可能性は、その払込期間を5年程度とすれば保証されるという意見で一致していたようである⁽⁸⁰⁾。

翌8月26日午前、この経済計画案が初めて閣議に公表され、議題とされた。この日のヴァルムボルトの提案は、従来の提案内容に、更に雇用奨励のために新規被備者1名当り賃金額の3分の1、約400RMをライヒ政府が支給する案を付加したものであった。要するに、強制公債および債務証券制度と組合わされた減税、協定賃金率の弾力化、新規雇用奨励補助の三点である。これを承けた協議で注目されるのは、クロズイクが、前日の協議における中立的な態度を変えて強制公債案に反

注(79) この協議についてのメモは BA, R431/1141 所収。これには、パーベンの発言として「担当相及び私は、包括的な経済計画の基本構想についての詳細な協議においてライヒ銀行総裁と意見の一致を見た」とあるが、ルターの側にはこれを裏づける史料は見当たらない。

(80) „Aufzeichnung über den Empfang von Vertretern des Reichsverbandes der Deutschen Industrie beim Reichskanzler am 25. August 1932“, in: BA, R431/1141, L442097~110。但し、先に当初の草案と呼んだものがそのままの形でこの協議に提案されたか否かは、記録上明確ではないが、協議経過から見て、草案の大綱に協定賃金率の弾力化を加えた案が提示されたか見てよいであろう。猶、この会合がいずれの側の申入れによって開催されるに到ったかは明らかでない。明確なのは、全国連盟がパーベンの政策決定に重大な関心を寄せ、これに影響を及ぼそうとしていたことである。全国連盟幹部会は、8月17日、当面の政策に関する基本的態度として、経済の究極的回復は雇用創出計画によっては達成し得ず、専ら生産費の切下げ、及び、これを拘束する制約からの解放によってのみ達成し得ること、雇用創出計画は公共資産の維持(国鉄と郵便事業を指す)に役立つものに限って実施すること、自発的労働奉仕を奨励し、将来における労働率義務導入の組織的前提を構築すること、を確認している。そして、ヘルレ Herle (Geschäftsführer des RdI) の名において連盟内の地域別・専門別諸組織に対し、幹部会が政治への圧力行使に全力を投入することを伝え、協力を要請している。8月18日付のヘルレの書簡による。BA, *Nachlaß Paul Silverberg*, Nr. 232 所収。

対の意向を表明したことである。一時中断のあと夕刻再開された閣議において強制公債案は強力な反対に遭い、事実上消滅するに至る。クロズイク、シュッファーに支持されつつ最も強硬に強制公債案に反対したのはルターであった。反対論の趣旨は、強制公債が経済界において信任と新規労働力雇用への意欲とを導出するのに否定的に作用するであろうこと、その制度は実施上余りにも複雑に過ぎ単純化を要することにあった。ルターは、強制公債および債務証券に代わる手段を Steuer-gutschein と呼び、前者の断念を内閣に要求した。強制公債の放棄によって政府案は「社会的均衡」を欠くという懸念をパーベンは表明したものの、事実上この協議を契機として、政府案の内容は先に見た租税証券政策の最終的な諸規定へと収斂していったのである⁽⁸¹⁾。

このように、政策立案の当事者間には意見の相異が明らかであったにしても、彼らの政策論は、所謂経済的自由主義において一致していたと言ってよいであろう。経済回復の契機は、雇用創出という人為的な政策の実施にではなく、費用と負担の低下による生産の拡大に求められ、これを起動させるための政策として減税政策と雇用増加奨励策が取られたのである。それは、経済の自活を援助しようとする政策であった。しかし、当事者達に欠如していたのは、自活が援助を欠き得ない状況にあることの認識であった⁽⁸²⁾。ミュンスター演説において、政治的意図からにせよ雇用創出政策の積極的な実施を公約し、租税政策による経済的諸関係への積極的な介入を決定しながら、パーベンは猶、政府支出の削減と公共部門の再縮小を近い将来に期待していたのである⁽⁸³⁾。

それにしても、租税証券政策は企業家集団の個別的利益に強く牽引されたものであった。そのことは、減税による受益の配分という意味のみでなく、協定賃金率への介入の実現という意味でも明らかである。前記の7億RMの租税証券の交付という措置は、この介入がもたらす社会的反作用の緩和という意図と、前述の決定過程から察せられるように、新規雇用奨励のための追加的贈物としての性格とを帯びていたと言ってよいが、企業家集団がこの措置をどれ程重大な利害関心をもって見ていたかは疑問である⁽⁸⁴⁾。強制公債をルターやクロズイクの意見によって撤回したことにも同様である。強制公債については、大規模財産所有への攻撃というその性格が彼らによって忌避されたものと思われるが、パーベン自身認めざるを得なかった「社会的均衡」の喪失を敢えてしてまでかかる決定を下したこの政権は、全国連盟の指導者達以上に企業家集団の利益を顧慮していたと言ってもよいであろう。

企業家集団の利害関心が、減税と並んで、実は市場問題にも向けられていたことは既に見たとお

注(81) BA, R43I/1457, D790579-89. 猶、租税証券政策についての協議は、8月27日より9月3日の間の閣議で引続き行なわれているが、ここではこれ以上立入らない。以上の経過については、Luther, H., *op. cit.*, S. 292-3 をも参照。

(82) この点は、Petzina, Dieter, „Hauptprobleme der deutschen Wirtschaftspolitik 1932/33“, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 15. Jg. 1967, 1. Heft Januar, S. 22-3 の指摘するところでもある。

(83) 8月25日の全国連盟代表との協議における発言。前掲注(80)参照。

(84) Luther, H., *op. cit.*, S. 293 を参照。

(85) 結果から見ても、この7億RMの租税証券の大半は当初の目的には使用されなかった。この点を含めて、租税証券政策の実態の分析として、加藤栄一「ワイマル体制の経済構造」東大出版会、1973年、446頁以下を参照。

りである。雇用創出政策は、一般論としては市場問題解決のひとつの手段たりうる筈であった。しかし、当時の全国連盟指導部の観点からすれば、この政策要求は、「労働組合的若しくは社会主義的に方向づけられた諸党派の連合戦線」によって担われた「計画経済若しくは国家社会主義的志向」に他ならなかった。8月末、パーベン政権がこの動向に如何に対処するかを、全国連盟は緊張に満ちて注目していたのである。結果は既に見たとおりである。雇用創出政策が公認されるまでには、猶9月以後の一連の過程とヒトラー政権の登場を待たなければならない。

(2) パーベン計画から緊急計画へ

パーベン政権にとって、政策の主軸は減税と賃金費用の削減に定められたにしても、雇用創出政策そのものを蔑ろにすることは不可能であった。しかし、当時の状況からすれば、政権の側からの雇用創出政策は、政権の外部からする同じ名目の政策要求と何らかの仕方で交渉を持ち対決せざるを得ない。この交渉は、租税証券政策決定の最後の時期、8月末に既に始められていた。この外部からの運動を代表して政権との接触を求めたのが、ドイツ地方自治体協議会議長ゲーレケであった。地方団体からすれば、失業者の増大は法の規定による生活保護支出の急増をもたらして、財政は窮迫の度を強めていた。雇用創出は、地方団体の切実な要求たらざるを得なかったのである。彼は8月中旬、振替信用を利用した信用拡張による地方団体を主体とした独自の雇用創出計画を公表、政府に提示し⁽⁸⁷⁾、8月末には、パーベンに対して、彼の周辺に形成された「国民社会主義から社民系労働組合に到る殆どすべての党派を包含した組織」⁽⁸⁸⁾と政府が接触を持つことを求めたのである。この問題が提議された閣議では、ルターとヴァルムボルトがインフレーションを結果する政策としてこれを批判、他方、国防相シュライヒャーは、ゲーレケ案そのものの意味よりも、ゲーレケの背後にある組織の持つ意味から考えて、ゲーレケとの接触を維持することを提案している。結局パーベンの判断によって実現されたゲーレケと政府閣僚との意見の交換は、しかしながら、クロズイクやシュッファーを含む政府側の信用創造に否定的な態度と、銀貨鑄造をも含むゲーレケの主張との平行線⁽⁸⁹⁾で終わった。9月末のことである。この時点では、パーベン政権は猶、租税証券政策の成功を期待

注(86) ヘルレより幹部会員及び加盟諸組織あての8月26日付の書簡による。BA, *Nachlaß Paul Silverberg*, Nr. 232 所収。ここでは更に、クルップ等のパーベンの会見が行なわれたことが報告され、引続き連盟の総力を挙げて政策決定に圧力を行使することを訴えている。

(87) 前掲注(73)参照。この所謂ゲーレケ・プランの骨子を考えたのは、Petzina, D., *op. cit.*, S. 23, Anm. 17 によれば、ライヒ国防軍のエツドルフ Walter von Etsdorf 他数名であった。

(88) *Ibid.*, S. 25, Anm. 21 によれば、エツドルフの仲介によって、国旗党 Reichsbanner, 鉄兜団 Stahlhelm, 社民系労働組合、ナツイスのシュトラッサー派の連合体とゲーレケとの間に連絡が保たれていたといわれる。

(89) 8月31日、従って、租税証券政策の検討が未だ続けられていた時点のことである。BA, R43I/1457, D790619-20。

(90) „Aufzeichnung über die Besprechung mit dem Präsidenten des Deutschen Landgemeindetages über sein Arbeitsbeschaffungsprogramm am 5. September 1932“, in: BA, R43I/2045. その後9月29日の閣議において、クロズイクはゲーレケとの交渉が不調に終わったことを報告したが、パーベンは猶自ら彼と接触を保つ意図のあることを明らかにしている。BA, R43I/1457, D790853-4。

雇用創出政策の成立

することができたのである。

雇用創出政策に関する政権の態度が不変である以上、雇用創出政策の規模と内容も、既に前項で見た7月末の案と同じであった。9月20日、大蔵省は、事実上前政権のもとで5月に確定されていた1億3,500万RMの事業を雇用創出計画の第一部とし、7月末に大筋の定められた2億700万RMの事業を計画第二部として、第二部の事業開始のために内容と資金調達方法の確定を各省に要請した⁽⁹¹⁾。「パーベン計画」とは、この両者を含めたものを指す。8月中旬にライヒ銀行との交渉を終わることから見れば、約1ヵ月を空費したことになる。

この大蔵省の要請にも拘らず、雇用創出計画の実施は、その後の過程において猶緩漫な歩みしか示していない。この点は、ライヒ銀行より政府に対して10月末以後11月にかけて再三に亘って事業の即時実施、殊に厳寒期の到来以前の着工が強く要求されていることに明瞭である⁽⁹²⁾。政府側がこれを受けて大蔵省の提唱によって関係各省の連絡会議を開いたのは12月2日であり、しかもこの席上で、第一部の事業はともかく、第二部の事業については、個々の事業内での資金配分が未確定のものが相当額あることを確認せざるを得ない状況であった⁽⁹³⁾。「パーベン計画」が経済的な効果を現わし始めるのは33年春、ヒットラー政権成立以後のことである⁽⁹⁴⁾。

他方、10月末から11月にかけては、租税証券政策がパーベン政権の期待とは異なり、事実上殆ど効果をあげていないことが明らかとなってゆく。9月15日から10月末日の間の失業者数は約15万人の減であり、前年同期の30万人の増に比較すれば、事態の若干の改善は主張し得たにしても、政策が有効であったとし得る状態ではなかった。11月17日の閣議では、労働相が、協定賃金率弾力化の措置が雇用の増加をもたらし得ぬ現状を報告し、翌年3月を待たず年末でこの措置を打切ること主張するに到る⁽⁹⁵⁾。この政策が誤算に終るであろうことは、もはや誰の目にも明らかであった。また、減税を目的とした租税証券は年末までに2億6,300万RMが発行されたが⁽⁹⁶⁾、これを手段としての信

注(91) „Vermerk des Reichsministeriums der Finanzen am 20. September 1932“, in: BA, R2/18648. 猶, Petzina, D., *op. cit.*, S. 24~5 においては、この第二部の金額を1億6,700万RMとしているが、これは後に調整した結果の金額であり、当時はすべて2億700万RMについて交渉や作業が行なわれているので、これによることとする。

(92) Luther, H., *op. cit.*, S. 295~6 が強調するところである。最初10月26日付をもって食糧農業省に申入れが行なわれ、引続き労働省、大蔵省、運輸省に同趣旨の申入れが行なわれている。猶, ルターが S. 296 で „am 19. Oktober“ と書いているのは誤りで、am 19. November である。史料は BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 349, 350, 351 所収。

(93) „Niederschrift über das Ergebnis der Ressortbesprechung im Reichsarbeitsministerium über das Arbeitsbeschaffungsprogramm am 2. Dezember 1932“, in: BA, Wi/IF 5. 370.

(94) 1933年3月8日現在。1932年のライヒ政府雇用創出計画については、ライヒ銀行の再割引承認額3億4,200万RMのうち発注済額は2億1,600万RM、手形割引額は7,600万RM (1932年末現在1,600万RM) であった。国鉄と郵便事業については、再割引承認額3億500万RM、発注済額1億7,000万RM、手形割引額2,000万RM (32年末現在ゼロ) であり、1933年のライヒ政府の計画については、再割引承認額5億RM、発注済額1億8,000万RMとなっている。ライヒ銀行統計局作成の資料による。BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 358 所収。

(95) Statistische Abteilung der Reichsbank, *op. cit.*, Bl. 89.

(96) BA, R43I/1458, D791181~2.

(97) Schimming, Bodo, *Die Steuerpolitik des Staates als Mittel zur Förderung der Arbeitsbeschaffung*, Berlin 1936, S. 43. (但し、加藤榮一、前掲書、448頁による)

雇用創出政策の成立

雇用創出は殆ど見られない状態であり、租税証券政策を積極的に進めようとしてきた当事者達は、この時期に、一様に失望の念を隠し切れずにいる⁽⁹⁸⁾。更に、協定賃金率解体の措置は、発表と同時に労働組合の激しい反対を巻き起した。この措置は、組合の側からすれば、新規雇用拡大のための措置を打消して猶余りある「社会的反動」の政策に他ならなかった⁽⁹⁹⁾。

このように租税証券政策の失敗が明らかになり始める11月の初め、パーベン政権は、同政権にとっては最後のものとなる雇用創出計画立案の試みを行なった。それは、ゲーレケの雇用創出計画に基づいて大蔵省が作成した総額6億RMの案である。生活保護受給中の失業者を主な対象として40万人分の雇用機会を創出することを目標とし、資金の調達方法としては、2億RMをライヒ政府による租税証券の交付、次の2億RMをライヒ銀行による手形金融、残りの2億RMを市町村における失業扶助支出節約分の充当によろうとするものであった。それは、財政難のライヒ政府に新たな債務を負わせることなしに6億RMを調達しようとする案であった⁽¹⁰⁰⁾。クロズィクをしてこれを提案させたのは、彼自ら「起動力」としての雇用創出政策の役割を認めざるを得なかった⁽¹⁰¹⁾こともあるが、主として、雇用創出政策の役割を評価する大統領ヒンデンブルクの圧力に負うものであったのと同時に、パーベンもまた、ゲーレケの案を利用することによってゲーレケの背後にある諸党派の支持を調達しようと意図したからである⁽¹⁰²⁾。

しかし、この案に対してはまずライヒ銀行の非協力が予想された。事実、前に見たように、ライヒ銀行は正にこの時期に既承認信用枠の早期消化を政府に迫っていたのであり、この行動には、新規計画の立案を抑制する政治的意図が込められていたと見てよい。地方団体については、ドイツ都市協議会 *Deutscher Städtetag* は協力の意向を示したのに対して、地方自治体協議会のゲーレケはこの案に強く反対し、6億RMの全額をライヒが立替融資することを求めていた⁽¹⁰³⁾。結局、この案の見通しが立たないうちに、11月17日、パーベン政権は失脚し、租税証券政策に代わる直接的な雇用創出政策実現の課題は次のシュライヒャー政権に譲られることになる。

シュライヒャー政権が成立したのは、1932年12月3日である。その組閣において、ゲーレケが新

注(98) 運輸税納入額に対して交付される租税証券は国鉄の保有となるが、12月初の時点で国鉄はこれを損杆とした発注の増加をしようとせず、5月までこれを延期する意向だったといわれる。大蔵次官ツァルデン Arthur Zarden はこれを「スキャンダラス」な事態と極め付けている。„Aktenvermerk über eine Besprechung im Reichsfinanzministerium am 5. 12. 1932 zwischen Staatssekretär Zarden und Vizepräsident Dreyse“, in: BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 351; Luther, H., *op. cit.*, S. 296~7. また、ライヒ銀行は9月以来、租税証券の市場における相場維持、これによる信用創出の具体的な指示を各支店に与えてこの政策を積極的に進めてきたが、12月の貨幣市場の動向に関する報告では、「租税証券による金融については引続きごく僅かの資金しか必要とされない状態である」と述べなければならなかった。Statistische Abteilung der Reichsbank, *op. cit.*, Bl. 138.

(99) Petzina, D., *op. cit.*, S. 24. 更に Thieringer, Rolf, *Das Verhältnis der Gewerkschaften zu Staat und Parteien in der Weimarer Republik*, Dissertation, Tübingen 1954, S. 138~9 を参照。

(100) BA, R43I/1458, D791080~2.

(101) BA, R43I/1457, D790456~7.

(102) Petzina, D., *op. cit.*, S. 25.

(103) BA, R43I/1458, D791081~2.

雇用創出政策の成立

設の雇用創出ライヒ特命委員に任命された。かつてパーベンによってその設置要求を無視されたポストがここに実現したことになる。それは、間近かに迫った厳寒期に向かって新政権が雇用創出政策を優先的に進めようとしていることの示威であつた。⁽¹⁰⁴⁾ 同様の意図は、15日にラジオを通じて行なつたシュライヒャーの政策宣言にも見出される。政策綱領の唯一の目標として〈雇用の創出〉が掲げられたのである。⁽¹⁰⁵⁾ これらのことは、シュライヒャー政権が従来の政権とは異なつた有効な政策案を持つていたことの証左であるよりも、このような政策象徴を掲げることによる政治心理的な効果への期待に基づくものであつた。

たしかに、雇用創出を政権にとって第一の課題として掲げたことによって、また、協定賃金率の拘束力を復原する措置を取つたこと(12月14日)によって、シュライヒャー政権は労働組合の支持を得ることはできた。しかし同時にそのことは、企業家集団を敵に廻すことを意味していた。⁽¹⁰⁶⁾ パーベン政権の租税証券政策におけるのと逆の関係がここに成立つことになる。

シュライヒャー政権の雇用創出政策は「緊急計画」として具体化されたが、それは、資金の規模にして5億RM、その内4億RMを州及び市町村の、残額1億RMをライヒ政府の事業として支出しようとするものであつた。この計画の大綱は、12月19日と21日の協議で実質的な決定を見たのであるが、その内容に立入るのに先立って、12月前半における主として資金調達に関する協議⁽¹⁰⁷⁾に触れておかなばならない。

雇用創出ライヒ特命委員に任命された直後、ゲーレケは総額6億RMの計画案を政府部内で提示し、検討を求めていた。それは事業主体として市町村を予定し、生活保護を受けている失業者を就労させ、これによってまた市町村の生活保護に関する財政負担の削減を計ろうとしたものであつた。11月初には大蔵省がゲーレケぬきでゲーレケ案を実現しようとしたのを、今やゲーレケ自らがその主導権においてこれを実現しようとしていたのである。関係各省の大臣と次官、ゲーレケ、ポピッツ等によるこの案の検討の主な論点は、資金調達方法と債務利子負担にあつた。⁽¹⁰⁸⁾

まずゲーレケ自身について見れば、かつて彼が政権外にあって唱えてインフレ的と批判された資

注(104) Vogelsang, Thilo, *Reichswehr, Staat und NSDAP*, Stuttgart 1962, S. 337.

(105) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 73 (1932), S. 223 sq. vom 15. Dezember 1932.

(106) Petzina, D., *op. cit.*, S. 27.

(107) 以下、この協議の内容については、特に注記するものを除いて次の記録による。„Aktenvermerk über eine Besprechung im Reichsfinanzministerium am 5. 12. 1932 zwischen Staatssekretär Zarden und Vizepräsident Dreyse“, in: BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 351; „Vermerk. Betrifft: Arbeitsbeschaffung am 8. Dezember 1932“, in: BA, R2/18659 (12月6日の協議の記録); „Vermerk. Betrifft: Arbeitsbeschaffungsprogramm am 10. Dezember“, in: BA, R2/18659 (12月9日の協議の記録)。

(108) 1929年12月まで大蔵次官を務め、ヒルファディンクと共に辞任したポピッツはパーベン内閣以来無任所相として内閣にいた。閣議等では目立った発言の殆ど見られなかった彼がこの一連の会議で積極的にゲーレケを支持して発言しているが、それは、当時彼の関心が財政調整を中心とした地方財政問題に向けられていた故と思われる。猶、ポピッツの思想と行動に関しては次の文献を参照。Dieckmann, Hildemarie, *Johannes Popitz. Entwicklung und Wirksamkeit in der Zeit der Weimarer Republik*, Berlin 1960; Bentin, Lutz-Arwed, *Johannes Popitz und Carl Schmitt. Zur wirtschaftlichen Theorie des totalen Staates in Deutschland*, München 1972.

雇用創出政策の成立

金調達方式は、もはや語られることはなかつたが、それ以外に具体的な方策を提案し得た訳でもなかつた。彼の主張は、要するに、20年を超える満期の長期信用をライヒ政府の利子負担で市町村に提供することにあつた。⁽¹⁰⁹⁾ ルター⁽¹⁰⁹⁾の示唆に基づく新規雇用奨励のための租税証券の一部(5億RM)を市町村に交付する案は、大蔵省・ライヒ銀行等によって主張・支持されたが、ゲーレケやポピッツは強くこの案に反対した。理由は、租税証券はその現金化に困難が伴い、また、新規雇用奨励措置そのものが廃止されない限り交付額を確定し得ないことにあつた。これ以外の多様な方法の検討を経て、資金調達方式については、次のような中間的な確認がなされている。第一に、2年を限度とする手形をライヒ銀行が割引くこと、その償還に関しては少なくとも1年間の凍結期間を設けること、第二に、貸付の期間は当該事業の存続期間に一致させること、一般的には、貸付の償還期限は20年とすること、以上であつた。周知のように、前者は立替金融であり、手形支払入たるライヒ政府は立替金融機関乃至手形保有者、最終的にはライヒ銀行に対して支払義務を負うことになる。後者は所謂最終金融であり、手形支払完了後、ライヒ政府は事業担当者、この場合では市町村に対して債権を持つことになる。上記の確認は、この両局面についての規定に他ならない。⁽¹¹⁰⁾

協議内容から離れて雇用創出政策の資金調達の経緯を見るならば、ここで確認されたことは、ブリューニク政権末期の1億3,500万RMの雇用創出政策以来その実施の過程でとられてきた方式を追認し一般化しようとするものであつたし、また、後にヒットラー政権のもとで労働国庫証券による資金調達方式として取られるものと同じ型のものであつた。その意味で、雇用創出政策成立の過程における重要な確認であつたと言ふことができる。

再び協議内容に戻るならば、猶未解決の問題のひとつは、立替金融においてライヒ政府が立替金融機関に提供する手形支払義務の保証を何に求めるかにあつた。パーベン計画においては歳出予算への計上はその保証とされたが、この可能性が汲み尽されているとすれば、何らか別の方法に依らざるを得ない。この段階の協議では、その答は見出されないままに終っている。結果を先取りするならば、新規雇用奨励のための租税証券がこの保証として立替金融機関に供託されることになる。

更に、最終金融における利子負担をライヒと市町村のいずれが負うべきかという問題も、この協議では解決を見るに到らなかつた。ゲーレケとこれを支持するポピッツからすれば、窮迫した市町村財政は利子負担を伴う債務を負い得る状態にはなかつた。むしろ無利子の借入れによって公共事業を拡大し、失業者を減少させてその歳出負担の削減を計ることが急務とされた。これに対して大蔵省は、市町村財政の逼迫は一時的なものであり、また、無利子融資はÖffaの活動に悪影響をもたらすという理由で、ライヒによる利子負担については強硬な反対の態度を取り続けていた。

12月19日と21日の協議は、これらの未結着の論点に関する妥協の過程であつた。15日の大統領

注(109) Luther, H., *op. cit.*, S. 297~8を参照。

(110) Friedrichs, Adolf, „Die Finanzierung der Arbeitsbeschaffung“, in: *Bank-Archiv*, XXXIII, Jg., Nr. 7, S. 133 sq.; 加藤栄一, 前掲書, 455頁以下を参照。

雇用創出政策の成立

(111) 令に基づくライヒ政府雇用創出委員会は、19日にその組織会と最初の協議とを行なった。協議においては、まず計画規模について6億RMを主張したゲーレケは、5億RMでライヒ銀行と妥協することを主張した蔵相クロズィクその他大半の出席者のなかで孤立し、結局後者の案が政府案とされた。次に、租税証券による新規雇用奨励措置の廃止というゲーレケの要求も、主に政治的理由から廃止に反対する多数意見に圧倒されることになる。最後に、ゲーレケの主張するライヒによる利子負担については、クロズィクの反対論が孤立し、大蔵省は収益的事業についてのみ事業主体たる市町村に利子負担を求めることで妥協せざるを得なかった⁽¹¹²⁾のである。

翌々日に開催された政府と中央銀行の首脳会談で、手形支払義務保証として租税証券を充当して5億RMの立替金融を行なうことが確認された⁽¹¹³⁾。緊急計画の大綱は、比較的短時日のうちに決定されたと言えよう。

猶、ゲーレケはこの協議の最後に、クリスマス以前にも5億RMの計画規模の拡張を提案する意図であることをルターに告げ、更に、その直後の雇用創出委員会において、5億RM案の公表の際近い将来における拡大の意図をも明らかにすることの了承を求めている。しかし、これもまたクロズィクによって抑止された。かくて、緊急計画の第一次措置としての5億RMの決定のみが公表されることになり⁽¹¹⁴⁾、ゲーレケが再び計画規模増額を提案する機会を持つことができたのは、1月24日であった。この日、ゲーレケの発言に対してシュライヒャーは、「事態の一層の悪化を避けるため⁽¹¹⁵⁾の保険料としては、たしかにこの計画規模は控え目に過ぎる」と語ったものの、その4日後、彼はライヒ首相を解任されたのである。緊急計画の追加増額の仕事は、次の政権に引継がれることになった。

最後に、緊急計画をその制度化された内容に従って要約しておこう。⁽¹¹⁶⁾

注(111) „Verordnung des Reichspräsidenten über Maßnahmen zur Förderung der Arbeitsbeschaffung und der ländlichen Siedlung vom 15. Dezember 1932“, in: *RGBl I* (1932), S. 534 sq.

(112) „Vermerk über eine Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung am 19. Dezember 1932“, in: BA, R43I/2046. この委員会は、ライヒ首相、蔵相(クロズィク)、経済相(ツァルムボルト)、労働相(ズイルプFriedrich Syrup)、雇用創出特命委員(ゲーレケ)、ポピッツ(無任所相)によって構成された。

(113) „Besprechung in der Reichskanzlei am 21. Dezember 1932, betreffend Arbeitsbeschaffungsprogramm“, in: BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 352.

(114) „Vermerk über eine Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung in der Reichskanzlei vom 21. Dezember 1932“, in: BA, R43II/540. 猶、クロズィクが5億RMを更に増額することに反対した際の理由は、ライヒ財政が32年度末に約8億RMの赤字となる見込であり、そのためのライヒ銀行の信用供与が必要であることに求められている。32年度の赤字額はたしかに約6億RMに達したが、32年12月末日から33年3月末日の間のライヒ銀行による国庫への信用供与の純増は約1億RMであったと見られ、クロズィクの発言に政治的意図がなかったとは言えないように思われる。国庫収支については、„Kassenlage des Reichs“, in: BA, R2/13399 による。

(115) „Aktentext über die Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung in der Reichskanzlei am 24. Januar 1933“, in: BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 354. 但し、BA, R43II/540 にある同じ会議の記録にはこの点は記載されていない。

(116) „Durchführungsbestimmungen zur Arbeitsbeschaffung, vom 6. Januar 1933“, *RGBl I* (1933), S. 11 sq.; „Verordnung zur Durchführung der Arbeitsbeschaffung, vom 26. Januar 1933“, *RGBl I* (1933), S. 31 sq.; „Verordnung des Reichspräsidenten über finanzielle Maßnahmen auf dem Gebiet der Arbeitsbeschaffung, vom 28. Januar 1933“, *RGBl I* (1933), S. 31.

雇用創出政策の成立

計画総額5億RMは次のように配分される。1. 地方団体の管理する道路、2. 同じくガス・水道・電気事業、3. ライヒ関係の事業に各1億RM、4. 土地改良、道路工事、河川調整、植民事業に2億RM。前三者については、立替金融機関をÖffaとし、他はレンテン銀行 Rentenbank-Kreditanstaltとする。貸付(前記の最終金融)の期限は最高25年とし、事業対象の予想される存続期間によって定められる。立替金融については、租税証券を支払義務保証として上記の事業規模に応じてÖffa若しくはレンテン銀行に供託する。従って、手形の有効期間は、租税証券の満期である1934年4月1日より38年4月1日までとされた。他方、ライヒ銀行の側では、手形の割引を容易にするため銀行シンジケートの形成が進められることになった。

以上から明らかなように、パーベン政権の租税証券政策は、殊にその新規雇用奨励措置の失敗を通じてシュライヒャー政権の緊急計画の成立に貢献することとなった⁽¹¹⁷⁾。しかも、ここで制度化される資金調達方式は、ヒットラー政権とシャハト Hjalmar Schacht の指導のもとに繰り広げられる雇用創出計画のそれに原則としてそのまま引き継がれてゆくことになる。また、施行規定が示すように、事業内容も「国民経済にとって価値あるもの」の理解の如何によって一層の拡張の可能性を持つことになった。更にまた、シュライヒャー政権において初めて、雇用創出政策は政権の側から操作される政策象徴としての役割を担うようになったのである。

III 1933年2月～5月

—雇用創出政策の成立—

ヒットラーが政権を掌握したのは1933年1月31日であった。そして、ナツィス独自の雇用創出政策といわれる「第一次ラインハルト計画」が決定されるのはその4ヵ月後、5月31日のことである。

この間、雇用創出政策に関する重要な措置は、その殆どが3月5日のライヒ議会選挙の後に行なわれている。3月7日には、ヒットラーは閣議で中央銀行総裁更迭の考えを明らかにし⁽¹¹⁸⁾、ルターは結局ヒットラーの要求を容れて、3月16日、その辞任がライヒ銀行評議会によって承認された。その後直ちに選ばれた新総裁がシャハト⁽¹¹⁹⁾である。3月24日には、雇用創出ライヒ特命委員ゲーレケが、公金横領と不忠誠の嫌で政治犯として逮捕され、その地位を逐われた。前年12月以来その存廃を問われてきた租税証券による新規雇用奨励措置は、3月31日をもって停止されることになった。これと

注(117) 1932年度末における租税証券の発行額は9億3,500万RM、その内4億3,000万RMが納税の見返りとして、4,000万RMが新規雇用奨励措置として発行され、4億6,400万RMが緊急計画における支払義務保証として供託された。Finanzieller Überblick über den Reichshaushaltsplan 1933, S. 7.

(118) 「財政と経済の領域では、次のことに注目すべきである。ライヒ銀行の指導者の更迭が無条件に必要である。その長には動かし易い人物が適当である。」BA, R43I/1460, D791989.

(119) Luther, H., *op. cit.*, S. 304-8. 猶、次の文献も参照。Bracher, Karl Dietrich, Wolfgang Sauer und Gerhard Schulz, *Die nationalsozialistische Machtergreifung. Studien zur Errichtung des totalitären Herrschaftsystems in Deutschland 1933/34*, 2. Aufl., Köln und Opladen 1962, S. 786.

同時に、前政権より引継いだ緊急計画は、従来の5億RMに1億RMが追加されることになる。4月1日には、更に、ラインハルト Fritz Reinhardt (ナツィス) が大蔵次官に就任した。そしてその2ヵ月後、彼の名を冠したナツィス最初の雇用創出計画(資金規模10億RM)が決定・公表されることになる。

一見してナツィスが選挙にのみ関心を集中して政策的には無為に過したと思われる2月に、実際には雇用創出政策の内容や位置づけを定める重要な協議が政府部内では行なわれていた。この項では最初にこの問題を取上げる。そして第二に、ラインハルト計画の決定において明らかにされるヒットラーの雇用創出政策に関する構想を見ることとしたい。

第一の問題は、雇用創出と再軍備との関係をめぐるものである。⁽¹²⁰⁾ ヒットラーのこの点についての見解が明示されるのは、2月8日の主要閣僚協議においてである。⁽¹²¹⁾ 上部シュレーズィエンにおける貯水ダム建設費250万RMを1933年度予算に計上するという運輸省提案の討議において、ヒットラーが「すべては軍事力のために！ これからの4～5年における至上の原則はかくあるべきである」と再三強調するのを、我々は見ることができる(2月1日のラジオ放送では、国民に向かって、「4年以内に失業を克服しなければならない」と語っていることと対照されたい)。⁽¹²²⁾ 国際関係におけるドイツの同権化は近い将来理論的には必ずや承認されるであろう。しかし、それには実質的な同権化、すなわちドイツの再軍備達成が伴わねばならない。「政府によるすべての雇用創出政策は、ドイツ国民の再軍備の観点から不可欠か否か判断されねばならない。」

同様の観点は、緊急計画のうちのライヒ関係1億RMの配分についても保持されねばならない。これが、2月9日の雇用創出委員会におけるヒットラーの主張であった。⁽¹²³⁾ 簡単に協議の経過を跡づけて見れば次のとおりである。1億RMをめぐって各省から提出された要求額は合計4億RMに達した(内、国防省1億RM、その他の再軍備を目的としたもの6,000万RM)。ゲーレケは、新規雇用奨励措置を廃止して1億RMを追加し、ライヒ関係の事業規模を2億RMとすることを提案、⁽¹²⁴⁾ 蔵相クロズィクは、前記措置の利用は中小資本が主であることを理由に廃止に反対(従って5億RMの規模は維

注(120) 猶、この問題については次の文献も参照。Petzina, D., *op. cit.*, S. 42 sq.; Ries, Bertold, *Die Finanzpolitik im Deutschen Reich von 1933-1935*, Dissertation, Freiburg im Breisgau 1964, S. 14 sq.

(121) „Auszug aus der Niederschrift über die Ministerbesprechung vom 8. Februar 1933, Bau eines Staubeckens an der Malapane bei Turana in Oberschlesien“, in: BA, R43II/536.

(122) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 74 (1933), S. 36 vom 1. Februar 1933.

(123) „Niederschrift über eine Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung in der Reichskanzlei am 9. Februar 1933“, in: BA, R43II/540. 猶、ヒットラー政権下でのこの委員会は、首相、副首相(パーベン)、蔵相(クロズィク)、経済相(フーゲンベルグ)、労働相(セルテ Franz Seldte)、ゲーレケ、ポピッツ(プロイセン大蔵省担当ライヒ特命委員 Kommissar für das preußische Finanzministerium) によって構成されたが、更に国防相(プロムベルク Werner von Blomberg) と航空担当ライヒ特命委員(ゲーリング Hermann Göring) とが当分の間にこれに招請されることとなった。

(124) ゲーレケはこの要求を前日の雇用創出委員会において既に提起している。„Niederschrift über eine Sitzung der Ausschüsse der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung und für ländliche Siedlung in der Reichskanzlei am 8. Februar 1933“, in: BA, R43II/540.

持)し、各省の要求を削減して(国防省分を5,000万RM、その他の再軍備を目的としたものを4,000万RMとする)ライヒの事業規模を1億2～4,000万RMとする(従って地方団体分は減額される)ことを主張。ポピッツは、これに対して地方団体の4億RMの維持を求めた。これらに対する国防相プロムベルクの意見は次のとおりであった。国防軍は多年度に亘る再軍備計画を立案し、その第一段階(最低限必要な軍備)を1936年までに達成する予定であること、国防軍にとって不可欠なのは、全計画に必要な資金が所定の時期に確保される保証を得ることであり、これが与えられる限り、当面5,000万RMへの削減に敢えて反対しない、以上であった。

この多様な意見に対するヒットラーの態度は、第一に、前述の基本的な見解の強調であった。第二に、地方団体の事業といえどもこの基本的な観点からして不要なものの削減は止むを得ない。第三に、国防省の要求額は凡そ考えられる最小規模のものである。これに甘んじ得るとすれば、それは再軍備のテンポを当面これ以上加速し得ない場合のみである。緊急計画は再軍備の実行にとって最適のものであり、また、これを政治的に擬装する手段でもあり得る。そしてヒットラーは、新規雇用奨励措置について双方の意見を取入れつつライヒ議会選挙以前には決定を下さないとしたのである。当面の具体的な結論は、ライヒ関係の規模を1億4,000万RMとし、その内9,000万RMを国防省およびその他の再軍備関係の事業とすることであった。

当面決定を留保された新規雇用奨励措置の存廃については、選挙後の3月15日の閣議決定を経て、17日の雇用創出委員会において廃止と確定した。これに伴ってまた、緊急計画の規模を1億RM増額し、この増額分は国防関係の事業に充てることが決定された。⁽¹²⁵⁾ 従って、緊急計画は総額6億RM、その内ライヒ関係が2億4,000万RM、後者のうち国防関係1億9,000万RMとして確定した。⁽¹²⁶⁾ これは、立替金融による軍事費調達に他ならない。

このような経過と指導者の言動から、我々は、ヒットラー政権においては当初より雇用創出と再軍備とが同義であったこと、軍事支出とその他の公共投資支出との関係からすれば前者に優位が与えられていたことを見ることができる。しかもその際、ヒットラー政権は、以前の諸政権のもとで築かれた政策機構をそのまま利用して自らの政策を開始することができたのである。

ただし、再軍備若しくは軍事費については、猶、次の2点に言及しておかねばならない。第一に、再軍備そのものはこの時点で全く新たに始められたものではなく、ヴァイマル共和制下において秘密裡に進められてきた再軍備の継続に他ならない。⁽¹²⁷⁾ 本稿の取扱い範囲を超えるこの問題は措くとして、第二に、後に見る第一次ラインハルト計画には直接再軍備に役立つ事業は含まれていないとい

注(125) „Vermerk über eine Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung am 17. März 1933“, in: BA, R43II/540.

(126) 後の記録で「特別措置」と呼ばれるものがこれに当る。„Übersicht über die Verteilung der Arbeitsbeschaffungsmittel auf die geförderten Maßnahmen und die Kreditanstalten (am 7. Juli 1937)“, in: BA, R2/18412.

(127) この問題については、Bracher, K.D., u. a., *op. cit.*, S. 745 sq.; Absolon, Rudolf, *Die Wehrmacht im Dritten Reich*, Bd. I, Schriften des Bundesarchivs 16/I, Boppard am Rhein 1969, S. 29-35 を参照。

雇用創出政策の成立

う問題がある。国防省は33年度経常歳出予算における7億2,000万RMに加えて先の1億9,000万RMを手にしていただけ、当面これを超える要求をラインハルト計画の策定において提起はしなかったものと思われる。⁽¹²⁸⁾ このことの説明は、勿論、ヒットラー政権が直面していた内政及び外交上の多様な関連に求められねばならないが、以上で見たこととの関係で言えば、ヒットラーとプロムベルクの発言に明らかなように、再軍備実行上の物理的若しくは技術的な制約に、少なくともその理由の一端を求めて誤りではない。ヒットラー及び国防省としては、再軍備の長期計画実現の保証を確保したことと、軍事費に関する財政統制を事実上空洞化させることとによって、当面は足りるとしていただと思われる。この最後に挙げた問題もまた本稿の範囲を超えるので、別の機会に譲らざるをえない。⁽¹²⁹⁾

最後に、第一次ラインハルト計画の決定において明らかにされるヒットラーの雇用創出政策の構想を見ておくこととしよう。

第一次ラインハルト計画は、1933年6月1日に法律として施行された。内容的に見れば、この計画は貸付と補助金支給と税制上の特別措置の三者から成るものであった。計画規模は10億RM、貸付資金の調達方式は緊急計画のそれを踏襲する。但し、かつての租税証券に代って労働国庫証券 *Arbeitsatzanweisungen* が発行される。対象は、緊急計画とは異なり、公私両部門の専ら非軍事的な諸活動とされた。結果からすれば、⁽¹³⁰⁾ 交通手段29%、地方公益事業12%、州及び地方団体の建設事業17%、住宅の修理・建設18%、土地改良・農業植民15%等となった。この内、補助金支給の対象とされたのは、主として住宅の建設・修理と地方団体の道路事業である。最後に、租税政策の面では、農業及び工業の生産に必要な設備・施設等の調達・更新のための支出に関して所得税・法人

注(128) 多くの研究文献が指摘するように、ドイツの再軍備が本格化し、軍事費がその絶対額においても他の費目との関係においても顕著な増大を示すのは1934年以後のことである。Erbe, René, *Die nationalsozialistische Wirtschaftspolitik 1933-1939 im Lichte der modernen Theorie*, hrsg. v. Basle Centre for Economic and Financial Research, Series B, No. 2, Zürich 1958, S. 24 sq.; Meinck, Gerhard, *Hitler und die deutsche Aufrüstung 1933-1937*, Veröffentlichungen des Instituts für europäische Geschichte Mainz, Bd. 19, Wiesbaden 1959, S. 86 sq.; Ries, B., *op. cit.*, S. 70 sq. を参照。但し、リースは、第一次ラインハルト計画の補助金の内には、直接軍備を目的としたものが2,200万RM含まれているとしている。Ibid., S. 29.

(129) 軍事費に関する財政統制の空洞化に言及するのは、次のような事実注目すべきだと考えるからである。第三帝国におけるライヒ会計検査院の地位低下は、1933年12月13日のライヒ歳計法第二次修正 II. Novelle zur Reichshaushaltsordnung vom 13. Dezember 1933, in: *RGBl II* (1933), S. 1007 を画期とする。この点については Heinig, Kurt, *Das Budget*, I. Bd., Die Budgetkontrolle, Tübingen 1949, S. 124-5 を参照。しかし、軍事費に関する限りは、既に33年4月より会計検査院の機能は制約を受けるようになった。4月4日の閣議は、ライヒ国防評議会 Reichsverteidigungsrat の設置を認めると同時に、急速に増大した秘密軍事費の取支に関して従来の慣行を変え、国防省に大幅な自由裁量の権限を認めたとされる。この措置は会計検査院による検査の権限を著しく制約するものであったため、ゼーミッシュ(会計検査院院長)は国防相・蔵相との協議において再考を求めたものの、結局閣議の決定に従わざるを得なかった。先のヒットラーの基本的な見解と国防省の態度と、これらの事実との間には何らかの関係があると見て誤りではないと思われる。以上の経緯に関する会計検査院側の記録は、BA, *Nachlaß F.E.M. Saemisch*, Nr. 135 („Farbiges Haushalte“ für Rüstungsausgaben; Umbau des Heeres; Prüfung des Reichswehretats, 1933) に収められている。猶、ライヒ国防評議会については、Absolon, R., *op. cit.*, S. 46 を参照。

(130) „Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit vom 1. Juni 1933“, *RGBl I* (1933), S. 323-9.

(131) Petzina, D., *op. cit.*, S. 47.

雇用創出政策の成立

税・営業税の軽減が規定された(これに並ぶものとして、その直後、更に営業用建造物の補修について減税が規定された)。猶、これらの措置に加えて、女子労働力の家庭復帰を目標とした所謂結婚奨励貸付等の措置が取られた。所謂ナツィス独自の雇用創出計画は、このような内容をもって公布・実施されたのである。

ところで、この第一次ラインハルト計画の決定を翌々日に控えた5月29日、ヒットラーの招請によって約20名の産業・金融・商業の各界の指導者達が参集し、これに政府関係者が加わって、雇用創出政策に関する協議が行なわれた。正確には、それは協議というよりも、ヒットラーの演説と参加者有志の発言の場というべきものであった。⁽¹³²⁾

ヒットラーがこの席で具体的な政策として挙げたのは、租税の減免や補助金による住宅建設の促進と道路事業の意欲的な拡大であった。就中後者は、既存の道路網の改善ではなく、全く新たな構想での自動車専用道路の建設であった。こうした具体的な政策提示に先立って、ヒットラーは自らの基本的な理解を次のように述べている。現代の世界のすべての国々を抑圧している最大の問題、すなわち失業問題の解決は、国家の側からではなく民間経済の側からのみもたらされ得る。この前提からすれば、単なる国家による発注の増大や再雇用の奨励によって危機を克服することは不可能である。国家の活動は、正に国家の政治的な目標、すなわち国際的なドイツの同権化に向かって規定されねばならない。

経済界の指導者達の反応は、勿論、肯定的なものであった。本稿の論旨において言えば、かつてブリューニク政権の初期に問題とされたアウトバーンの建設が、一層大規模に実行されようとしていたのである。それは、その事業自体の自償性の有無に関する考慮を超えたものであり、自動車輸送の急激な増加を近い将来に予想してこれに対処しようとする意図に基づいていた。⁽¹³³⁾ このようなアウトバーンの建設は、住宅建設と並んで巨大な需要を産業に約束する。そして、その先に公共需要として来るものが何であるかは、明示的に語られることはなかったにせよ、ヒットラーの言う同権化の意味から明らかだった筈である。これに加えて、前年春以来緊急計画に到るまでの雇用創出政策要求の担い手達は、ゲーレケを含めて既に姿を消していた。今や雇用創出政策は、経済界の指導者達にとって体制維持につながる市場拡大の方策と映ったと言えよう。

ところでヒットラーは、雇用創出政策をそれだけ切離して経済界に提示したのではなかった。これには租税負担軽減の公約が組合せられていた。29日の協議でもこのことは言及されていたが、31日の主要閣僚協議におけるヒットラーの発言は、この意味で一層明確であった。⁽¹³⁴⁾ 「企業の税負担は、

注(132) „Besprechung mit Industriellen über Arbeitsbeschaffung am 29. Mai 1933“, in: BA, R43II/536.

(133) „Vermerk über den Empfang des Generaldirektors Hof von der Hafraba am 8. April 1933“, in: BA, R43II/503. 爾後、アウトバーン建設立案の一連の過程がこれに続くことになる。猶、道路事業に関する運輸省の原案が既存道路網の改善であったのに対して、アウトバーンの建設を主張したのはヒットラーであった。

(134) „Vermerk über die Chefbesprechung am 31. Mai 1933 über Arbeitsbeschaffung“, in: BA, R43II/536.

雇用創出政策の成立

今後5年間1932年の水準を超えてはならない」。この趣旨は、ラインハルトを通じて翌日公表され⁽¹³⁵⁾た。結果はともかく公約された限りでのこの租税政策は、かつてのパーベン政権の不況克服策の基本的な考え方と異なるものではなかった。いずれにせよ、この面での公約が伴うことによって、雇用創出政策が企業家集団にとって一層受容れ易いものとなったことは確かである。

このように見てくるならば、1933年5月末におけるヒットラーの政策構想、従ってまた、これに基づく第一次ラインハルト計画は、過去の諸政権が志向した恐慌克服策を、それぞれが持っていた枠組から切離して組み直したものだと言つてよいであろう。これらの政策装置をヒットラーが独自の意図のもとにどのように使い始めていたかは、再軍備と雇用創出との関係として既に見たとおりである。かくてヒットラー政権は、企業家集団の支持を一方で確保しつつ、他方ではその独自の意図をこれに秘め、猶且大衆に向かって「雇用の創出」を政策象徴として掲げることができたのである。

その際ヒットラーには、雇用創出計画、就中、アウトバーンの建設の如き大規模計画の実行が大衆の心理に作用して「信頼感を覚醒させる」という認識があった。既に見たように、前年春以来の諸政権の雇用創出政策が都市や農村のレベルで成果を挙げ始めるのは、ヒットラー政権成立以後のことである。ナツィスは、他者の蒔いた種子から果実を得ることができたのである。しかし、漸く芽生えた大衆の支持を一層確実なものとするためには、「来たるべき冬を経済の面で持ちこたえること、失業者を再度増大せしめぬこと」が絶対⁽¹³⁸⁾に不可欠であった。かくてヒットラー政権は、6月以後敵寒期に向かって第二次ラインハルト計画(9月21日)を含む幾つかの雇用創出政策の措置を集中的に講じ、アウトバーンの建設を精力的に進めてゆくことになる。第一次ラインハルト計画に始まる一連のナツィスの雇用創出政策は、このようにして大衆の支持の確固たる形成を指向し、また、これに成功したのである。

(経済学部教授)

注(135) Schultness' *Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 74 (1933), S. 151~2 vom 1, Juni 1933.

(136) この点に関連して猶、自発的労働奉仕に触れておかねばならない。ブリューニング政権がこの自発的労働奉仕を雇用創出政策の一環として利用しようとしたことは、既に本稿Iの(2)において見たとおりである。また、ドイツ工業全国連盟は、同様の立場から更にこれを労働奉仕義務として制度化することを求めていた。前掲注(80)参照。ヒットラー政権のもとでは、雇用創出政策からは切離されたが、労働奉仕義務としてこれを制度化する準備がこの時期に既に始められていた。しかし、その役割は、明確にナツィスの立場からする思想統制の場としてであった。„Vermerk über die Chefbesprechung unter dem Vorsitz des Herrn Reichskanzlers am 4. April 1933. Beratungsgegenstand: Fragen der Arbeitsdienstpflicht und Jugendertüchtigung“, in: BA, R43II/516.

(137) 1933年9月18日の「アウトバーンその他の道路建設事業の資金調達」に関する協議での発言。„Vermerk, den 22. September 33“, in: BA, R43II/503 による。

(138) 9月19日の閣議でのヒットラーの発言。BA, R43I/1465, D793701.

(139) その立法の概要は Reinhardt, F., *Die Arbeitsschlacht der Reichsregierung*, Berlin 1933 を参照。

研究ノート

英米経済史学界の動向

中村勝己

本稿は最近における英米経済史学界の動向のうち、一般的な動向に限って述べたものである。一層立入った専門的研究領域に関する諸問題については、次の機会に述べることにする。

1. 英米経済史学界の動向

(1) 英米両国の図書館を利用して感じる最初の印象は、それらが驚くべく充実していることである。たとえば、Harvard 大学の Widener 図書館は数百万の蔵書をもつといわれ、また Baker Library は、蔵書数は約45万といわれている。イギリスの British Museum の蔵書数は約700万、London School of Economics の図書館 British Library of Political and Economic Science の蔵書数は約200万、Institute of Historical Research (University of London) の蔵書数は約20万といわれている。筆者の専攻領域である経済史に関していえば、自国の出版物についてみる限りでは、収蔵されていないものは殆んどない位であった。完全または完全に近い図書館を1つ持つことが一国の学問にとってどれほど決定的に重要であるかは、こうした図書館を利用した経験をもつ者ならば誰でも思い知らされる筈であり、その意義はどれ程強調しても足りない程である。それはまた大学間の研究条件の格差をかなりの程度まで平均化する作用をもち、更にまた大学を離れた研究者に研究の便宜を提供している。これらの図書館は、ドイツ人学者がというような“金銭”によるのみ出来たのではなく、多くの学者、研究機関、学生の父兄などの好意と愛情とにより支えられている側面もあることを決して無視出来ない。

(2) 筆者はロンドン大学 Senate House で開催された Anglo-American Conference of Historians (1972)、およびレスター大学で開催された Urban History Conference (1973)、同じく Economic History Conference

(1973) に出席したが、何れの学会大会でも出席者の精励と規律正しさ、討論における報告者の率直さと、質問者の丁寧なかにも辛辣痛烈な批判とが印象的であった。教授クラスの報告は個別研究をふまえた包括的なものであったのに対し、若手研究者の報告は狭く深く限定的であった。質問者の批判は何れも、我が国の場合とは正反対に、細部に互り具体的で、地方史的研究をふまえたものであった。そしてこうした討論の結果、反って歴史理論ないし比較史的考察への道がきりひられることになったのは興味深かった。新しい研究分野である“urban history”には社会学系と経済史系の研究者が並存し、経済史家は「urban historians は余りにも社会学的だ」と批判していた。

(3) イギリスでは、地方史協会や州史料館(county record office)の充実とその出版物の水準の向上は、顕著である。地方史研究者は嘗ては郷土史家であったが、今日では大学で専門的訓練を受けた歴史家が、州史料館・歴史協会の所蔵史料を分析して学位論文を書き、そのあるものは地方史雑誌に要約して掲載されるようになった。しかも個別研究の密度が益々高くなって来ているが故に、研究者は安んじて個別研究に没頭出来ることになるというわけである。アメリカでも事情は同様ではあるが、地方史的研究の密度が東部に関してはかなり高いが、全国的には未だ低いにも拘らず、経済学の影響で全体的把握を急ぐ傾向が出て来ているのは望ましいとはいえないであろう。経済史学の発展のためには、史料の蒐集とその分析の蓄積が不可欠なのである。

(4) イギリスの経済史学界では農業史・土地制度史の比重は極めて高く、時代的にも特定の時期に集中していない。アメリカの“Agricultural History”(1924~)は、創刊はイギリスの“Agricultural History Review”(1953~)よりもかなり古い。農業技術史と個別経営史の比重がより高い。アメリカで近い将来において H.